

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月15日
【計算期間】	モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 （毎月分配型）：第23特定期間 モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 （年2回決算型）：第23期 （自 2019年8月16日 至 2020年2月17日）
【ファンド名】	モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 （毎月分配型） モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 （年2回決算型）
【発行者名】	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメ ント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 寛之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【事務連絡者氏名】	平野 哲太郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5100
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、主として「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」及び「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」（両ファンドを総称して、または個々を指して以下「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券への投資を通じて、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく本ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、本ファンドに該当する商品分類及び属性区分に網掛けを付しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
一 般	年 2 回 (年2回決算型)	日 本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北 米		
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧 州		
債券	年12回 (毎月) (毎月分配型)	アジア		
一 般	日 々	オセアニア		
公 債	その他	中南米		
社 債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

上記商品分類表及び属性区分表の各項目の定義は下記の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）にてもご覧になれます。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

■ 商品分類表の各項目の定義

単位型投信・追加型投信の区分	
(1) 単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2) 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分	
(1) 国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産（収益の源泉）による区分	
（１）株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（２）債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（３）不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（４）その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
（５）資産複合	目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■ 属性区分表の各項目の定義

投資対象資産による属性区分	
株式	
(1) 一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 大型株	目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 中小型株	目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
債券	
(1) 一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4) その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5) 格付等クレジットによる属性	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）の発行体による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記（1）から（4）に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
不動産投信	これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
その他資産（ ）	組入れている資産を記載するものとする。
資産複合	以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分	
(1) 年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2) 年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3) 年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4) 年6回（隔月）	目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5) 年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
(6) 日 々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分（重複使用可能）	
(1) グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5) アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6) オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7) 中南米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8) アフリカ	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9) 中近東（中東）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10) エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分	
(1) ファミリーファンド ()	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
(2) ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分	
(1) 為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2) 為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

投資形態による区分が「ファミリーファンド方式」の場合、主たる投資対象資産が親投資信託（マザーファンド）の受益証券となるため、投資対象資産による属性区分は「その他資産（投資信託証券）」となります。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じた実質的な投資対象資産については、属性区分の後に括弧書きにて併記することが可能となっております。

信託金限度額

本ファンドの信託金限度額は各1兆円です。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- ・マザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国（新興国を含みます。）の債券および短期金融商品等に、為替見通しを勘案して投資を行うことにより、安定した金利収入の獲得と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- ・原則として、世界の先進主要国および新興国の通貨の中から10通貨程度を選定し、各通貨への実質的な配分が概ね均等となるように投資します。

ただし、ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象国の見直し等に伴い、実際に組入れられる通貨数が10とならない場合や、各通貨への実質的な配分が均等とならない場合があります。

選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資する場合があります。

本書の投資割合および組入比率等の箇所において「実質（的）」と表記する場合、マザーファンド受益証券の保有を通じて間接的に投資または保有する資産を含んだ実質持分を意味します。以下同じ。

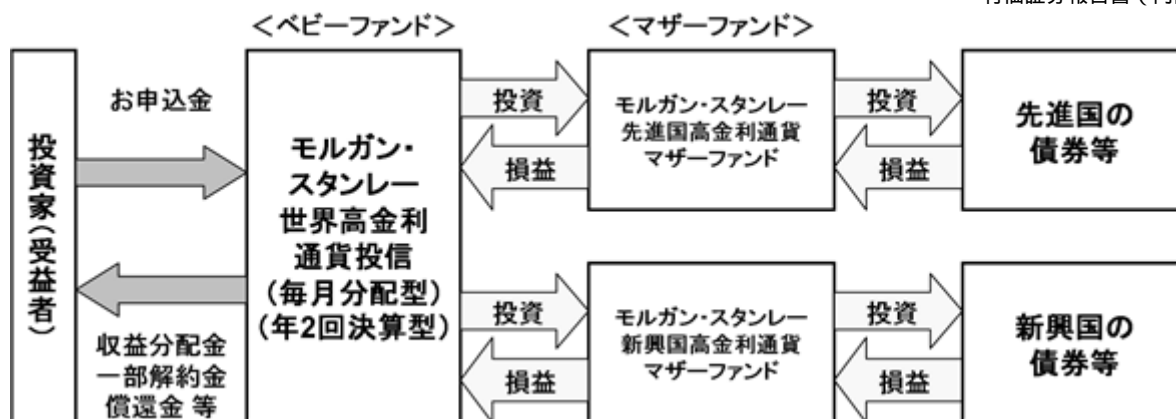
- ・「毎月分配型」は原則として毎月決算を行い、配当等収益を中心に每期安定した分配を行うことを基本とします。「年2回決算型」は原則として6ヵ月毎に決算を行い、各計算期間の運用実績に応じて収益分配を行います。

分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。また、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

- ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- ・本ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様から投資された資金をまとめてベビーファンド（「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）」「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）」）とし、その資金を親投資信託であるマザーファンドに投資することにより、マザーファンドで実質的な運用を行う仕組みです。



* 2020年2月末日現在、本ファンド以外にマザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）の予定はありません。ただし、今後マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）が設定される場合があります。

・モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンドの運用の指図に係る権限は、米国所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクおよび英国所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

・モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの運用の指図に係る権限は、米国所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに委託します。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、英国所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに再委託することができます。

以下、2つのマザーファンドの運用の指図に係る権限の委託先を総称して、または個々を指して「投資顧問会社」ということがあります。

市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2008年 8月28日 投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

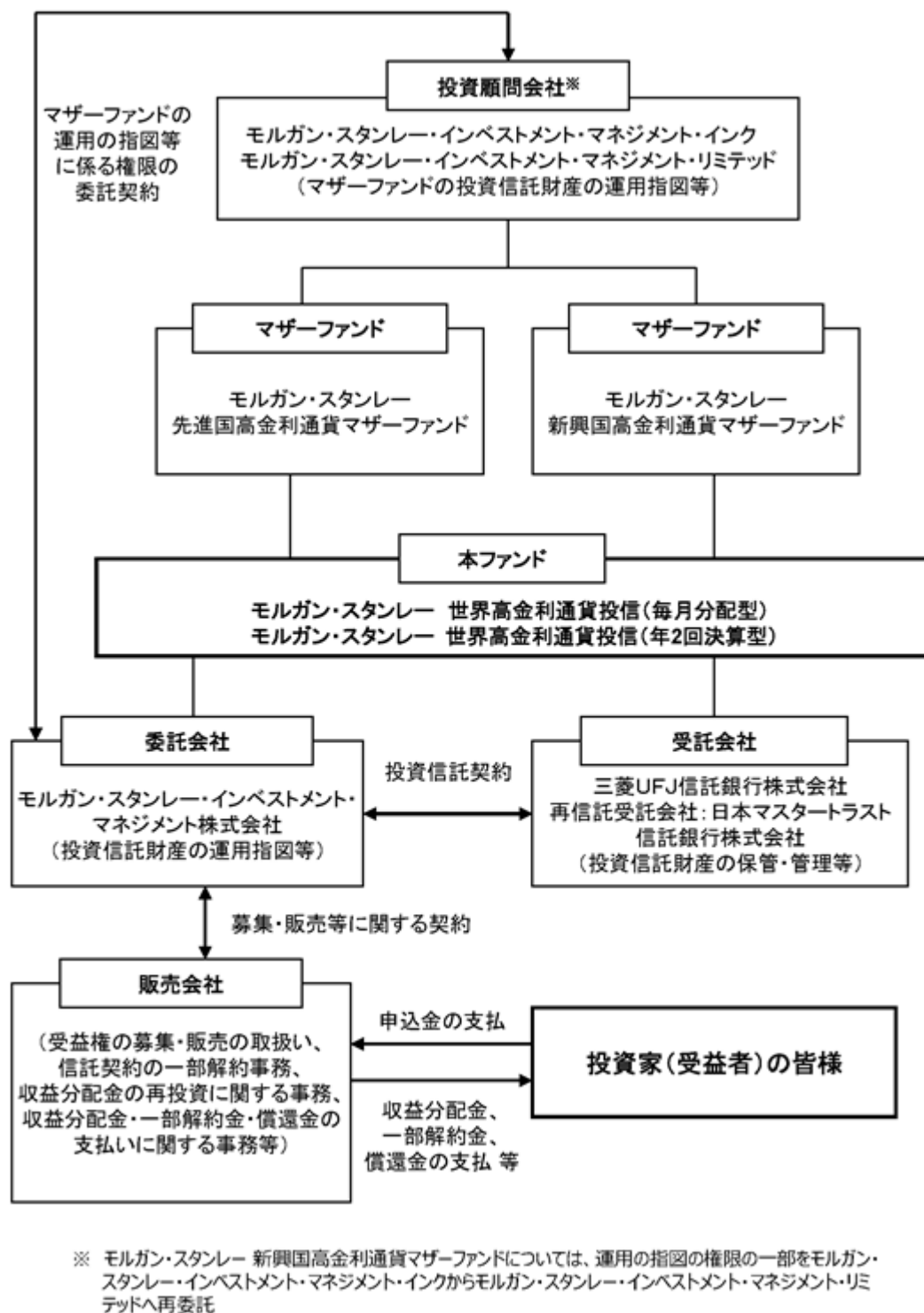
2017年11月11日 信託期間を延長し、信託期間終了日を2023年8月15日に変更

「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の運用の指図に係る権限を、委託会社の関係会社（米国拠点、英国拠点）に委託

2019年11月16日 「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の運用の指図の権限の一部を、委託会社の関係会社間で（米国拠点から英国拠点に）再委託

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。
- 募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。
- 運用の指図等に係る権限の委託契約は、投資信託財産の運用の指図に係る権限の委託内容・範囲等について規定しています。

委託会社等の概況

- ・名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

- ・資本金の額：9億9,000万円（2020年2月末現在）

- ・会社の沿革

- 1987年 2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立

- 1987年 3月31日 投資顧問業登録

- 1987年 9月 9日 投資一任業務認可

- 1995年 8月 1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

- 1995年 9月14日 投資信託委託業務の免許取得

- 2010年 7月 5日 事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡

- 2012年 4月 1日 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

- ・大株主の状況（2020年2月末現在）

- 名称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

- 住所：東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

- 所有株式数：4,502株

- 発行済株式数に対する所有株式数の比率：100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

・投資対象

モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド受益証券、モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。但し、直接債券および短期金融商品等に投資する場合があります。

・投資態度

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として相対的に金利水準の高い世界各国の債券および短期金融商品等に、為替見通しを勘案して投資を行うことにより、安定したインカムゲインの獲得と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ・マザーファンド受益証券への合計の投資比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンド受益証券への配分は、中長期的な観点から決定される基準配分比率に沿って行うことを基本とします。基準配分比率は、委託会社の判断により見直される場合があります。
- ・実質的な投資対象とする債券および短期金融商品の残存期間は通常3年以下とし、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～2年程度に維持することを基本とします。
- ・各通貨への実質的な配分については、均等とすることを基本とします。但し、ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象国の見直し等に伴い均等とならない場合があります。
- ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

■モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンドの投資方針

基本方針

安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

・投資対象

世界先進主要国の債券および短期金融商品を主要投資対象とします。

・投資態度

- ・主として、世界先進主要国の中で相対的に金利水準が高い通貨の中から、為替見通しを勘案して複数の通貨を選定し、当該通貨建ての債券および短期金融商品等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの獲得と中長期的な投資信託財産の成長を目指します。
- ・国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定します。
- ・投資対象とする債券および短期金融商品の残存期間は通常3年以下とし、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～2年程度に維持することを基本とします。
- ・各通貨への配分については、均等とすることを基本とします。但し、ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象国の見直し等に伴い均等とならない場合があります。なお、外国為替予約取引等（直物為替先渡取引を含みます。）を利用して、選定した通貨への投資を行う場合があります。

- ・ 選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資することがあります。
- ・ 選定する通貨およびその数は、委託者の判断により適宜変更されます。
- ・ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ・ 運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。
- ・ 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

■ モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの投資方針

基本方針

安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

・ 投資対象

新興国の債券および短期金融商品を主要投資対象とします。

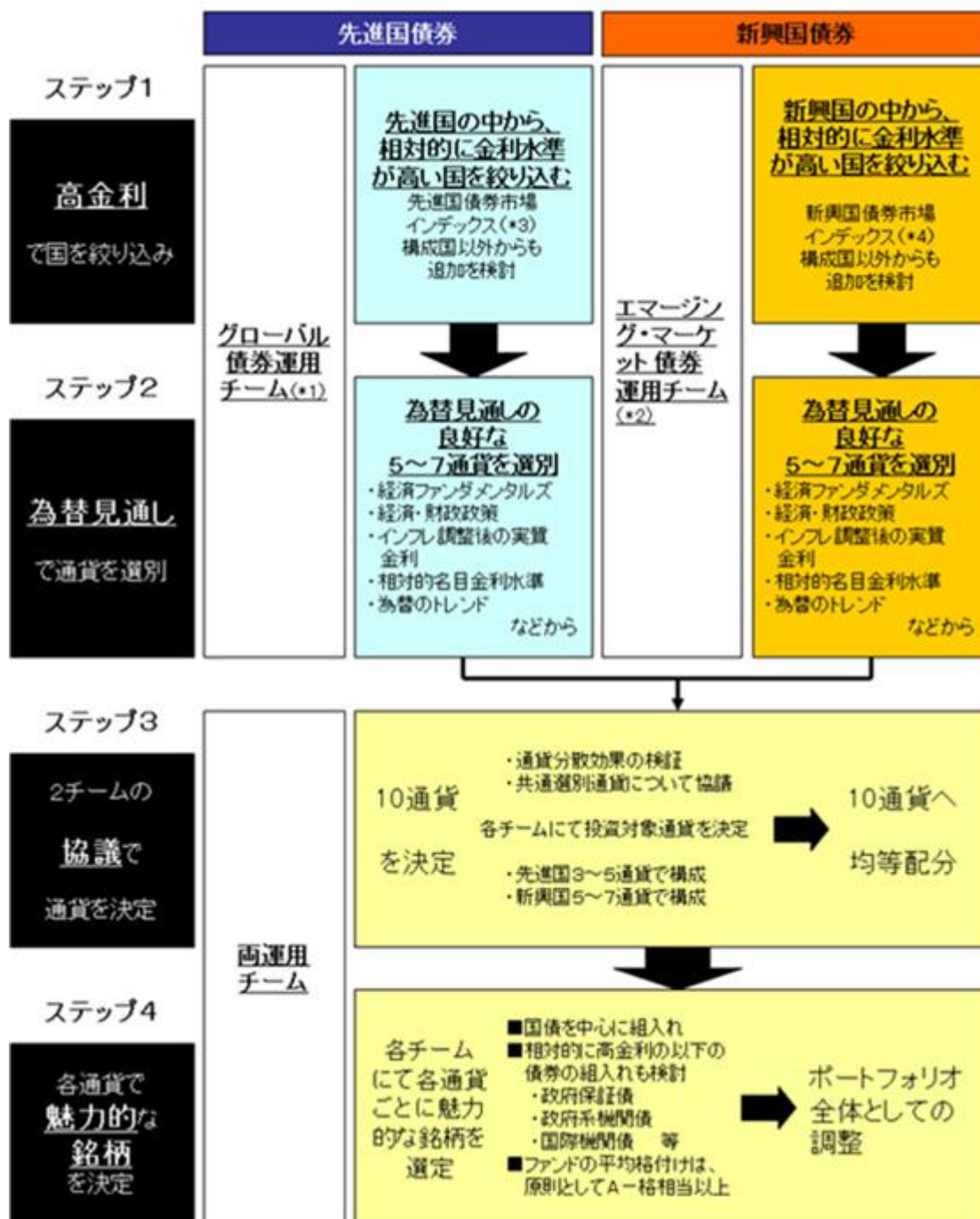
・ 投資態度

- ・ 主として、新興国の中で相対的に金利水準が高い通貨の中から、為替見通しを勘案して複数の通貨を選定し、当該通貨建ての債券および短期金融商品等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの獲得と中長期的な投資信託財産の成長を目指します。
- ・ 国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定します。
- ・ 投資対象とする債券および短期金融商品の残存期間は通常3年以下とし、ポートフォリオのデュレーションは、原則として0～2年程度に維持することを基本とします。
- ・ 各通貨への配分については、均等とすることを基本とします。但し、ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象国の見直し等に伴い均等としない場合があります。なお、為替予約取引等（直物為替先渡取引を含みます。）を利用して、選定した通貨への投資を行う場合があります。
- ・ 選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資することがあります。
- ・ 選定する通貨およびその数は、運用の指図に係る権限の委託を受けた者の判断により適宜変更されます。
- ・ 運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に再委託することができます。
- ・ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ・ 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

運用にあたっては、主として相対的に金利水準の高い世界各国の債券に、為替見通しを勘案して投資を行うため、専門性を持つ2つの運用チームが各マザーファンドの運用を担当します。ファンドは、各マザーファンドを通じて、原則として10通貨程度に概ね均等配分で投資することを目指します。ただし、投資対象通貨の見直しや組入銘柄の入替、組入証券の価格変動および市場環境の変化等の要因によって、配分比率が均等にならない場合や構成通貨数が10を上回る場合または下回る場合があります。

〔運用プロセスの流れ〕



*1：グローバル債券運用チーム 平均運用経験年数22年（2020年2月末現在） 運用資産残高26,717億円（2019年12月末）

*2：エマージング・マーケット債券運用チーム 平均運用経験年数16年（2020年2月末現在） 運用資産残高6,584億円（2019年12月末）

*3：先進国債券市場インデックスとは、FTSE世界国債インデックス（参考市場含む）を指します。

*4：新興国債券市場インデックスとは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・

マーケット（GBI-EM）グローバル・ディバーシファイドを指します。

上記各インデックスは2020年2月末日現在の投資環境に基づき委託会社が判断したものであり、今後見直す場合があります。

■運用プロセスの概要

ステップ1：高金利で国を絞り込み

各専任の運用チームが、それぞれの投資対象候補国に対して、金利水準を基準に投資候補国を絞り込みます。その際には、インフレ率を勘案した実質金利およびイールド・カーブ等も考慮します。

ステップ2：為替見通しで通貨を選別

ステップ1で絞り込んだ相対的な高金利国からなる投資候補に対して、各専任の運用チームがそれぞれの専門的見地から通貨の投資価値を分析し、相対的に良好な見通しの通貨を選定します。重視する分析項目として、経済ファンダメンタルズ、経済・財政政策、インフレ調整後の実質金利、相対的な名目金利水準、為替のトレンド等について精査し、相対比較を行います。

ステップ3：両チームの協議で通貨を決定

ステップ2までで絞り込んだ相対的に高金利かつ為替見通しの良好な投資候補通貨について、両チームが意見交換を行います。その際には、投資候補通貨を組み合わせた場合の分散効果や、それぞれのチームが選別した投資候補の通貨が重複した場合の対処方法などに重点が置かれます。こうした協議を経て、各運用チームがそれぞれの投資対象通貨を最終的に決定します。

ステップ4：各通貨で魅力的な銘柄を決定

ステップ3で決定した投資対象通貨ごとに、相対的な利回り水準、発行体の信用力、債券の残存期間等を考慮して、各運用チームが相対的な割安銘柄を選定します。銘柄選定にあたっては国債を中心に行いますが、相対的に高利回りである政府保証債や政府系機関債、国際機関債等も組入れることを検討します。こうして選別した銘柄を組入れる際には、各通貨への実質的な配分が均等となるようにポートフォリオを構築します。また、ファンド全体の信用格付けを、原則A - 格相当以上に維持することを目指します。

運用プロセス等は2020年2月末日現在におけるものであり、今後変更となる場合があります。

■投資対象候補国

投資対象候補国については、先進国、新興国それぞれの債券市場を代表する債券市場インデックス（ ）を参照し、その構成国を基準としますが、各インデックス構成国以外の国を投資対象とする場合もあります。また、各インデックスの構成国であっても、市場規模、投資規制等の観点から一部の国を対象から除外する場合があります。

先進国債券市場インデックスとはFTSE世界国債インデックスを指し、参考市場を含みます。新興国債券市場インデックスとはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット（GBI-EM）グローバル・ディバーシファイドを指します。なお、参照する各債券市場インデックスは、2020年2月末日現在の投資環境に基づき委託会社が判断したものであり、今後見直される場合があります。

< ご参考：投資対象候補国 >

	欧州・中東・アフリカ	アジア・オセアニア	北米・中南米
先進国債券	英国 ノルウェー スイス スウェーデン ユーロ圏(*1) デンマーク	オーストラリア 台湾 ニュージーランド 日本 韓国 シンガポール	米国 カナダ
先進国 / 新興国債券	ハンガリー(*2) ポーランド(*2) 南アフリカ(*2)	マレーシア(*2)	メキシコ(*2)
新興国債券	チェコ エジプト(*3) トルコ ロシア ルーマニア ナイジェリア(*3)	インド(*3) 中国(*3) インドネシア フィリピン タイ	アルゼンチン ブラジル コロンビア ペルー チリ ウルグアイ ドミニカ共和国

*1 ユーロ圏は1カ国として記載

*2 先進国 / 新興国債券に分類されている国については、2つの運用チームで随時協議のうえ、金利水準および為替見通し等に基づき、先進国債券あるいは新興国債券のいずれの候補国とするかを決定します。

*3 参照する各インデックスの構成国以外の国

上記の区分は参照する各インデックスの区分・構成と一致しない場合があります。

上記の投資対象候補国及びその区分は、2020年2月末日現在におけるものであり、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

．有価証券

．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

a ．有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

b ．有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

c ．有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

d ．外国金融商品市場において行う取引であって、上記 a ．から上記 c ．までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

e ．有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

f ．有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

- g．有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- h．有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- i．金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）第1条第4号の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- j．金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（上記a．から上記h．までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ．約束手形
- ．金銭債権
- ．次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

運用の指図範囲等

- ．委託会社は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるモルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド、モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - ．転換社債の転換ならびに新株予約権付社債のうち会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法（明治32年法律第48号）第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券
 - ．国債証券
 - ．地方債証券
 - ．特別の法律により法人の発行する債券
 - ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - ．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - ．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - ．コマーシャル・ペーパー

- ・新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - ・外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 ．から上記 ．までの証券または証書の性質を有するもの
 - ・投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - ・投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - ・外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - ・オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - ・預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - ・外国法人の発行する譲渡性預金証書
 - ・指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - ・抵当証券（金融証券取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - ・貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - ・外国の者に対する権利で上記 ．の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記 ．の証券または証書、上記 ．ならびに上記 ．の証券または証書のうち上記 ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 ．から上記 ．までの証券および上記 ．ならびに上記 ．の証券または証書のうち上記 ．から上記 ．までの証券の性質を有するものならびに上記 ．の投資法人債券を以下「公社債」といい、上記 ．および上記 ．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ・委託会社は、信託金を、上記 ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - ・預金
 - ・指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ・コール・ローン
 - ・手形割引市場において売買される手形
 - ・貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - ・外国の者に対する権利で上記 ．の権利の性質を有するもの
 - ・流動性のある外国法人に対する貸付債権（コーポレート・ローン）
- 上記 ．にかかわらず、設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、投資信託財産を、上記 ．から ．までの金融商品により運用することの指図ができます。
- ・委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

その他の取引に関する事項

委託会社は、約款に定める範囲において、下記の取引の指図を行うことができます。

- ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること。また、その決済を株券の引渡しまたは買戻しにより行うこと。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を、約款で規定する範囲において行うことの指図をすること。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすること。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指図をすること。
- ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすること。
- ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、外国為替の売買の予約を指図すること。

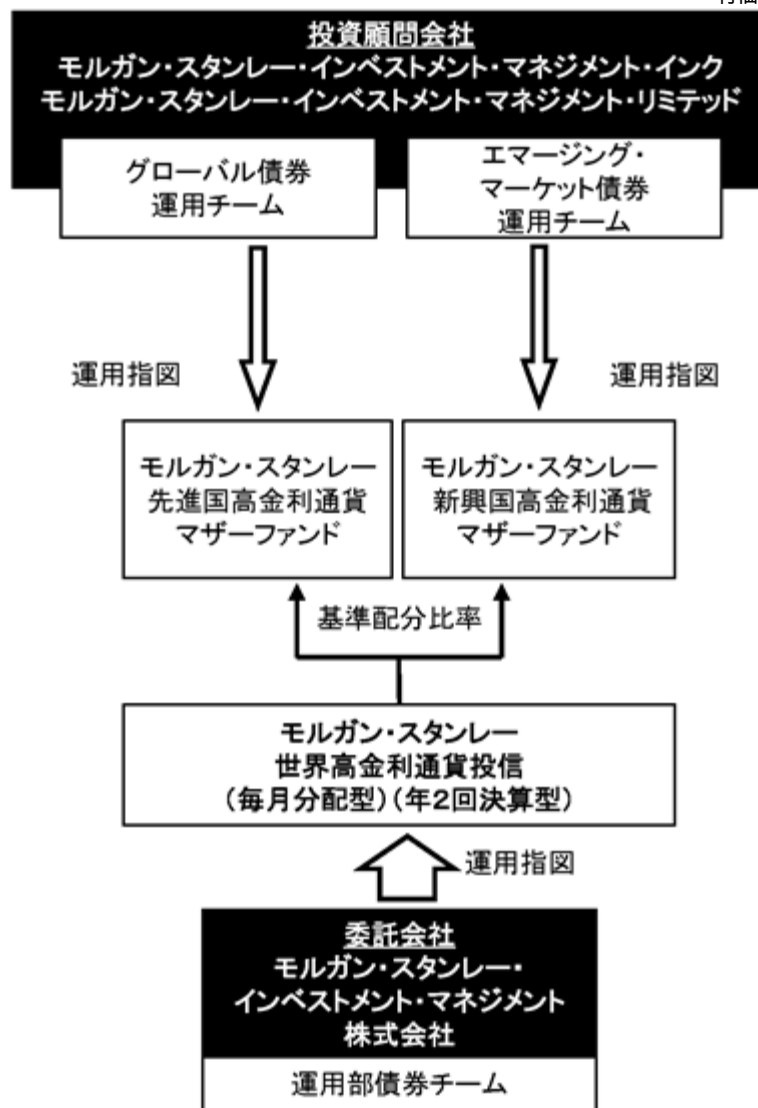
なお、マザーファンドにおける投資対象等は、上記に準じます。

（３）【運用体制】

・ファンドの運用体制

各マザーファンドへの配分は、委託会社の運用部債券チームが中長期的な観点から決定する基準配分比率（ ）に沿って行います。

当面、各マザーファンドへの基準配分比率は均等となる見込みです。基準配分比率は委託会社の判断により適宜見直されます。



マザーファンドの運用にあたっては、委託会社は投資顧問会社に運用の指図に係る権限を委託します。

投資顧問会社は、委託会社の判断により今後見直される場合があります。

・運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、有価証券に係る投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。運用に係る権限を再委託する場合においても、委託会社に所属する担当ポートフォリオ・スペシャリストは、再委託先の投資顧問会社において、当該ファンド運用が投資方針・運用ガイドライン及び運用基本計画書・運用計画書等に沿って行われているかを適切に管理することを求められています。また、委託会社の定める「運用の再委託等に関する規程」においては、再委託先の選定プロセス、選定基準等について定めています。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

・内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社および再委託先の投資顧問会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、委託会社の当組織等には合計で10名程度の人員が配置されております。

コンプライアンス部門

委託会社のコンプライアンス部門および投資顧問会社のポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規則および法令等の遵守状況を監視します。また必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

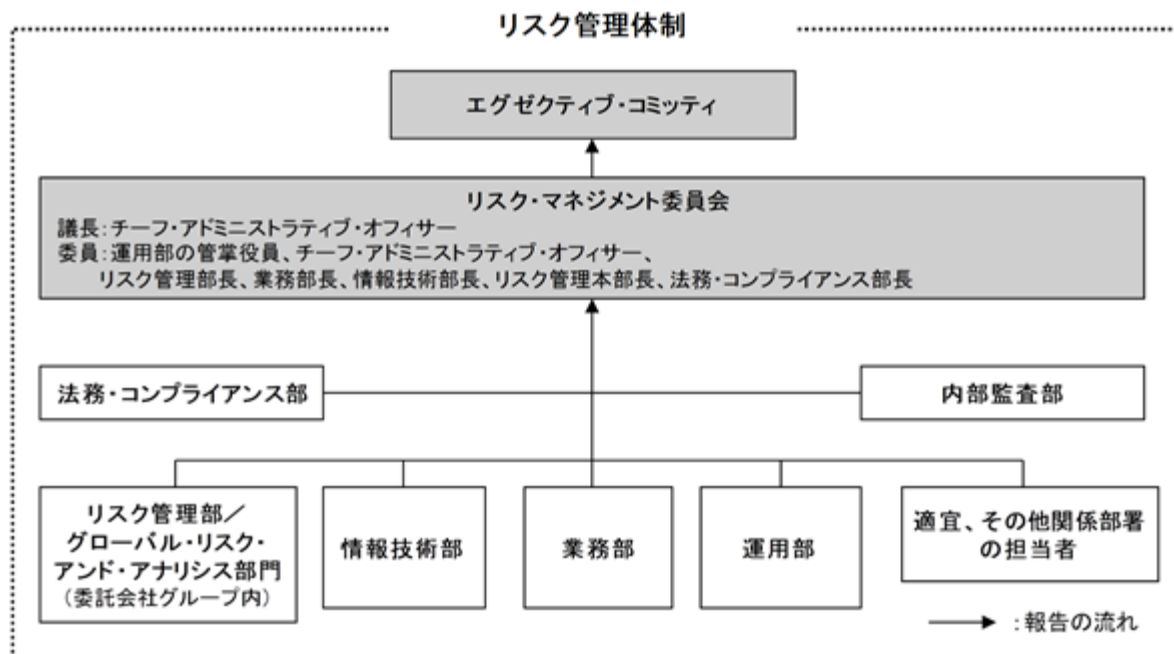
内部監査部

内部監査部は、委託会社や投資顧問会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役会に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役会をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に実施し、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、運用部の管掌役員、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、リスク管理部長、業務部長、情報技術部長、リスク管理本部長、法務・コンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



・委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

受託会社に対する管理体制

委託会社では、投資信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

上記運用体制は2020年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算日(毎月分配型は原則として毎月15日。年2回決算型は原則として毎年2月15日および8月15日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）の範囲内とします。
- ・ 毎月分配型の収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、配当等収益等を中心に安定した分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等を勘案し、前記の安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ・ 年2回決算型の収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。
- ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ・ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（配当等収益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 売買損益に評価損益を加減した利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ・ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金が再投資される場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行う方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

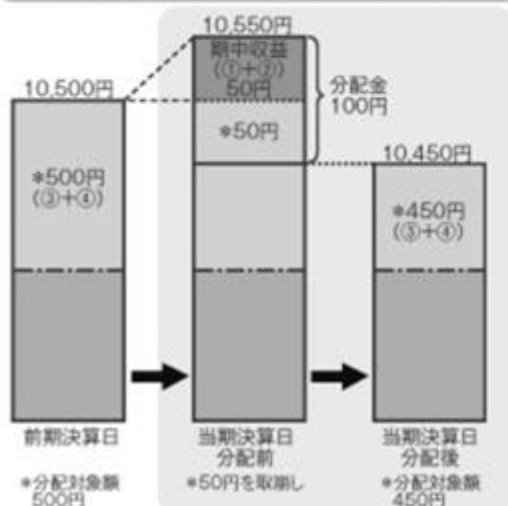
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



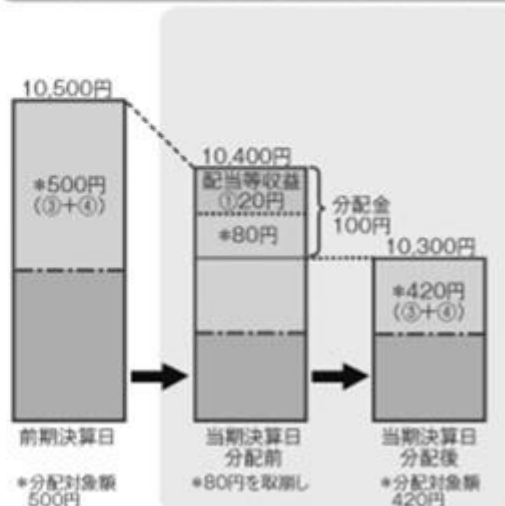
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

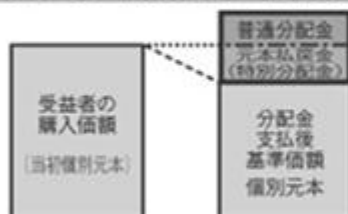


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

約款に基づく投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限ります。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- IX. 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- XI. 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品取引所または外国金融商品市場によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
- X. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- X. 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約、償還により受取りの確定している資金の額を限度とします。
収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

- X . デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- X . 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

実質投資割合とは、ファンドに属する各資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をファンドの純資産総額で除した率をいいます。以下同じ。

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式の議決権を含みます。以下本項において同じ。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資する場合は、外国為替相場の変動の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で投資信託を取得する場合は、投資者保護基金の保護の対象にはなりません。

ファンドの主なリスク（マザーファンドを通じて受ける実質的なリスクを含みます。）は以下の通りです。ただし、以下の記述は全てのリスクを網羅したものではありません。

金利変動リスク

金利は、景気や経済の情勢等の変化を受けて変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。また、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。ファンドは、金利変動リスクを伴う債券などの有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

信用リスク

発行国の債務返済能力等が変化した場合、あるいは発行企業が経営不振や資金繰りの悪化等に陥り、債券の利息や償還金が予め定められた条件で支払われなくなった（債務不履行）場合、もしくはこれらの状況が予想される場合には、債券の価格が下落することがあります。また、ファンドが主要投資対象の一部とする新興国の債券は、一般に、先進国の債券と比較して債務不履行等のリスクが相対的に高く、債券の価格が下落するリスクも相対的に高くなります。ファンドは、信用リスクを伴う債券などの有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

外国為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替相場の変動は（当該外貨の対円での価値の上昇として）基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は（当該外貨の対円での価値の下落として）基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは、為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その発行国（または発行体が属する国・地域等。以下同じ。）の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の影響を受けます。

そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等に変化が生じた場合には、金融・証券市場が混乱する等により、有価証券の価格が大きく変動することがあります。特に、ファンドが主要投資対象国の一部とする新興諸国は、先進諸国と比較して経済の状況が脆弱である可能性があります。経済成長率、インフレ、国際収支、外貨準備高等の経済状況の好転や悪化、政治不安や社会不安、外交関係、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制など、種々の規制や政策の変更等により新興国への投資は著しく悪影響を被る可能性があります。また、ファンドでは、新興国の債券への投資にあたり、主に新興諸国の自国市場（現地通貨建債等）に投資します。新興国の自国市場は、一般に先進諸国に比べて制度やインフラストラクチャーが未発達で市場規模が小さく、流動性も低く、価格変動も大きいと考えられ、決済の遅延、不能等が発生する可能性もあります。ファンドは、こうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資をするため、元本を割り込むことがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

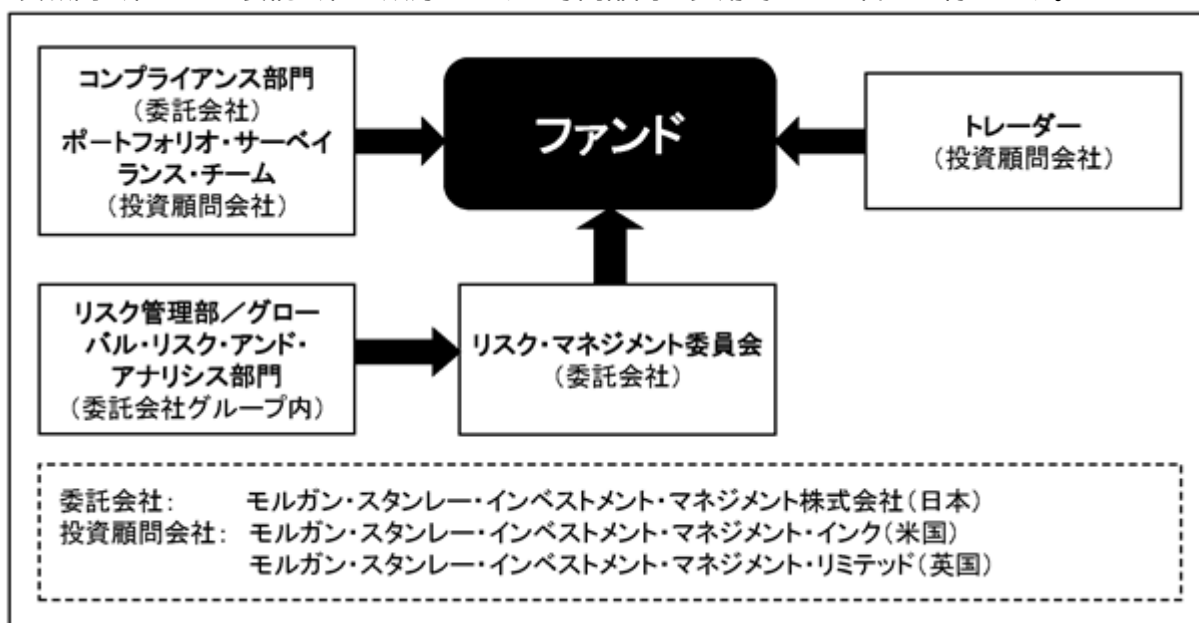
ファミリーファンド方式に係る留意点

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行うため、実質的な運用は主としてマザーファンドで行われます。2020年2月末日現在、各マザーファンドは「毎月分配型」および「年2回決算型」のみにより保有されていますが、今後マザーファンド受益証券を投資対象とするファンドが新たに設定される場合があります。

ファミリーファンド方式の場合、マザーファンド受益証券に投資するファンド（ベビーファンド）の資金動向がマザーファンドの運用に影響を及ぼすことがあり、本ファンドもその影響を受ける可能性があります。

（２）ファンドのリスクに対する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクを、投資顧問会社および委託会社の双方における専門部門が多角的にその管理を行います。



パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社グループでは、グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がポートフォリオ・リスク・モニタリングを実施します。その結果、同部門では異常値を認めた場合に、委託会社のリスク管理部と連携してリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、同委員会が当該ファンドの調査を行った結果、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請します。

売買執行体制

債券専任トレーダーが売買を執行し、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の（１）売買執行能力、（２）リサーチの質、（３）財務の安定性等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

コンプライアンス体制

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

上記のリスク管理体制は2020年2月末日現在におけるものであり、今後変更になることがあります。

参考情報

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

毎月分配型 2015年3月～2020年2月



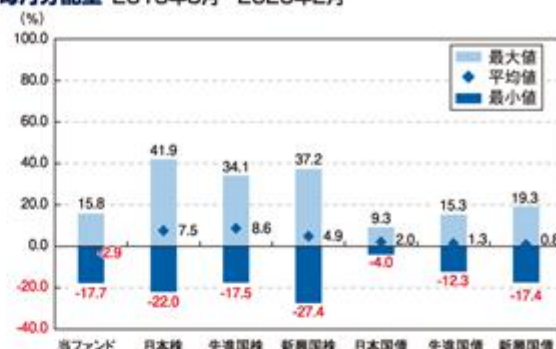
年2回決算型 2015年3月～2020年2月



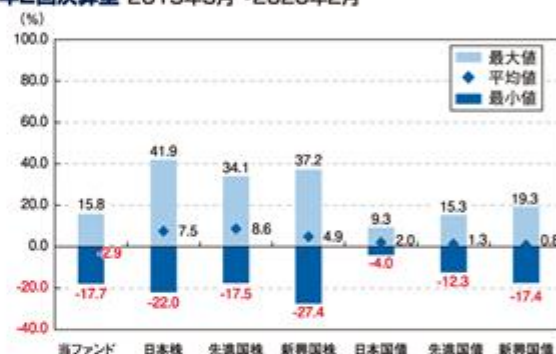
・年間騰落率は、2015年3月～2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

毎月分配型 2015年3月～2020年2月



年2回決算型 2015年3月～2020年2月



・上記は、2015年3月～2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
・すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
・当ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

・東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。

・MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。

・NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

・JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（「本指数」）は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2020, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.3%(税抜3.0%)以内の販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

お申込手数料は、販売会社によるファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、ファンドの募集・取扱い事務等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、「毎月分配型」「年2回決算型」それぞれについて、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.045%(税抜0.95%)の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

配分比率（年率）		
委託会社	販売会社	受託会社
委託した資金の運用等の対価	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
0.495% (税抜0.45%)	0.495% (税抜0.45%)	0.055% (税抜0.05%)

信託報酬は、日々計上されファンドの基準価額に反映されます。なお毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。そのため、投資顧問会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券等を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（マザーファンド受益証券の保有を通じて間接的に負担する費用を含みます。以下、これらの消費税等相当額を含め「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生の都度、投資信託財産が実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

諸経費の他、以下に定める費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ・投資信託財産に係る監査報酬
- ・法律顧問に対する報酬
- ・法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ・投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ・投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託会社は上記に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（１） 源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡による所得（２） 申告分離課税20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

１：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。申告分離課税により確定申告を行う場合は、普通分配金と上場株式等の譲渡損との間で損益通算を行うことができます。

２：原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。また、損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

- * 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。満20歳以上の方を対象にしたNISAおよび満20歳未満の方を対象にしたジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金相当額	源泉徴収 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

* 法人税の益金不算入制度は当ファンドには適用されません。その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込みに係る手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座等で同一ファンドを取得する場合は当該口座等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合は、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

なお、販売会社によっては、受益権の換金方法として、信託契約の一部解約の実行の請求（解約請求制）によるほか、販売会社による受益権の買取（買取請求制）による換金を受け付ける場合があります。買取請求制により受益権を換金した際の課税方法等につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記は2020年2月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

毎月分配型

(2020年 2 月末日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,596,219	99.47
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		13,930	0.53
合計 (純資産総額)		2,610,150	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 時価合計の単位未満は切捨て。

年 2 回決算型

(2020年 2 月末日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	844,672	99.81
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1,633	0.19
合計 (純資産総額)		846,306	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 時価合計の単位未満は切捨て。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

毎月分配型

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨 マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	—	1,302,620,837	1.0247	1,334,795,572	1.0100	1,315,647,045	50.41
2	モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨 マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	—	1,209,113,548	1.1067	1,338,125,964	1.0591	1,280,572,158	49.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

年2回決算型

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨 マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	—	413,616,298	1.1068	457,790,519	1.0591	438,061,021	51.76
2	モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨 マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	—	402,585,388	1.0248	412,569,506	1.0100	406,611,241	48.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

毎月分配型

（2020年2月末日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.47
合計	99.47

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

年2回決算型

（2020年2月末日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

毎月分配型、年2回決算型ともに該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

毎月分配型、年2回決算型ともに該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年２月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末または決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

毎月分配型

	純資産総額（円）		１口当たり 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１特定期間（2009年２月16日）	92,844,393,408	93,493,122,822	0.6440	0.6485
第２特定期間（2009年８月17日）	75,534,247,545	75,965,649,222	0.7879	0.7924
第３特定期間（2010年２月15日）	49,044,152,545	49,334,125,714	0.7611	0.7656
第４特定期間（2010年８月16日）	32,505,802,120	32,710,145,512	0.7158	0.7203
第５特定期間（2011年２月15日）	24,727,847,872	24,883,411,189	0.7153	0.7198
第６特定期間（2011年８月15日）	19,102,399,381	19,230,451,368	0.6713	0.6758
第７特定期間（2012年２月15日）	15,222,737,951	15,304,737,388	0.6498	0.6533
第８特定期間（2012年８月15日）	12,613,353,818	12,684,442,381	0.6210	0.6245
第９特定期間（2013年２月15日）	12,998,845,272	13,051,301,580	0.7434	0.7464
第10特定期間（2013年８月15日）	11,048,866,043	11,095,025,496	0.7181	0.7211
第11特定期間（2014年２月17日）	9,972,100,969	10,014,127,506	0.7118	0.7148
第12特定期間（2014年８月15日）	9,049,665,396	9,086,962,036	0.7279	0.7309
第13特定期間（2015年２月16日）	8,326,135,502	8,360,490,717	0.7271	0.7301
第14特定期間（2015年８月17日）	7,139,520,522	7,170,968,910	0.6811	0.6841
第15特定期間（2016年２月15日）	5,571,338,589	5,600,146,723	0.5802	0.5832
第16特定期間（2016年８月15日）	5,234,355,080	5,263,012,071	0.5480	0.5510
第17特定期間（2017年２月15日）	5,089,935,341	5,115,967,873	0.5866	0.5896
第18特定期間（2017年８月15日）	4,708,964,916	4,733,424,375	0.5776	0.5806
第19特定期間（2018年２月15日）	4,089,374,763	4,111,429,545	0.5563	0.5593
第20特定期間（2018年８月15日）	3,452,293,780	3,473,361,748	0.4916	0.4946
第21特定期間（2019年２月15日）	3,346,291,691	3,366,532,371	0.4960	0.4990
第22特定期間（2019年８月15日）	2,895,474,248	2,901,794,251	0.4581	0.4591
第23特定期間（2020年２月17日）	2,703,021,858	2,708,699,529	0.4761	0.4771
2019年２月末日	3,363,243,224	—	0.5010	—
３月末日	3,266,209,411	—	0.4888	—
４月末日	3,242,504,757	—	0.4868	—
５月末日	3,110,631,650	—	0.4701	—
６月末日	3,123,718,364	—	0.4781	—
７月末日	3,065,310,138	—	0.4830	—
８月末日	2,861,197,783	—	0.4540	—
９月末日	2,902,976,230	—	0.4647	—
10月末日	2,943,082,735	—	0.4782	—
11月末日	2,890,927,071	—	0.4753	—
12月末日	2,868,921,060	—	0.4878	—
2020年１月末日	2,742,200,203	—	0.4756	—
２月末日	2,610,150,109	—	0.4623	—

年 2 回決算型

		純資産総額（円）		1口当たり 純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	（2009年2月16日）	18,733,082,026	18,733,082,026	0.6688	0.6688
2期	（2009年8月17日）	14,668,141,064	14,668,141,064	0.8493	0.8493
3期	（2010年2月15日）	9,895,026,325	9,895,026,325	0.8484	0.8484
4期	（2010年8月16日）	6,742,824,170	6,742,824,170	0.8238	0.8238
5期	（2011年2月15日）	5,366,386,406	5,366,386,406	0.8546	0.8546
6期	（2011年8月15日）	4,276,578,667	4,276,578,667	0.8326	0.8326
7期	（2012年2月15日）	3,672,225,023	3,672,225,023	0.8358	0.8358
8期	（2012年8月15日）	3,168,749,483	3,168,749,483	0.8256	0.8256
9期	（2013年2月15日）	3,496,707,505	3,513,961,530	1.0133	1.0183
10期	（2013年8月15日）	3,049,257,173	3,049,257,173	1.0017	1.0017
11期	（2014年2月17日）	2,702,196,204	2,715,521,287	1.0140	1.0190
12期	（2014年8月15日）	2,522,180,275	2,534,105,237	1.0575	1.0625
13期	（2015年2月16日）	2,334,023,874	2,344,863,201	1.0766	1.0816
14期	（2015年8月17日）	1,817,909,067	1,826,725,872	1.0309	1.0359
15期	（2016年2月15日）	1,521,402,361	1,521,402,361	0.9036	0.9036
16期	（2016年8月15日）	1,453,570,362	1,453,570,362	0.8785	0.8785
17期	（2017年2月15日）	1,502,895,174	1,502,895,174	0.9712	0.9712
18期	（2017年8月15日）	1,367,073,291	1,367,073,291	0.9865	0.9865
19期	（2018年2月15日）	1,256,999,227	1,256,999,227	0.9803	0.9803
20期	（2018年8月15日）	1,050,260,843	1,050,260,843	0.8985	0.8985
21期	（2019年2月15日）	1,024,690,456	1,024,690,456	0.9372	0.9372
22期	（2019年8月15日）	893,316,200	893,316,200	0.8871	0.8871
23期	（2020年2月17日）	874,961,332	874,961,332	0.9338	0.9338
	2019年2月末日	1,029,246,120	—	0.9468	—
	3月末日	989,480,600	—	0.9295	—
	4月末日	988,221,028	—	0.9315	—
	5月末日	919,485,918	—	0.9051	—
	6月末日	935,252,705	—	0.9223	—
	7月末日	942,498,154	—	0.9334	—
	8月末日	883,644,055	—	0.8791	—
	9月末日	903,667,571	—	0.9016	—
	10月末日	929,585,028	—	0.9298	—
	11月末日	904,604,442	—	0.9261	—
	12月末日	913,957,619	—	0.9525	—
	2020年1月末日	882,811,942	—	0.9309	—
	2月末日	846,306,170	—	0.9060	—

【分配の推移】

毎月分配型

期	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0270
第2特定期間	0.0270
第3特定期間	0.0270
第4特定期間	0.0270
第5特定期間	0.0270
第6特定期間	0.0270
第7特定期間	0.0230
第8特定期間	0.0210
第9特定期間	0.0190
第10特定期間	0.0180
第11特定期間	0.0180
第12特定期間	0.0180
第13特定期間	0.0180
第14特定期間	0.0180
第15特定期間	0.0180
第16特定期間	0.0180
第17特定期間	0.0180
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0060

年 2 回決算型

期	1 口当たりの分配金（円）
1 期	0.0000
2 期	0.0000
3 期	0.0000
4 期	0.0000
5 期	0.0000
6 期	0.0000
7 期	0.0000
8 期	0.0000
9 期	0.0050
10期	0.0000
11期	0.0050
12期	0.0050
13期	0.0050
14期	0.0050
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000

【収益率の推移】

毎月分配型

期	期間収益率（％）
第 1 特定期間	32.90
第 2 特定期間	26.54
第 3 特定期間	0.03
第 4 特定期間	2.40
第 5 特定期間	3.70
第 6 特定期間	2.38
第 7 特定期間	0.22
第 8 特定期間	1.20
第 9 特定期間	22.77
第10特定期間	0.98
第11特定期間	1.63
第12特定期間	4.79
第13特定期間	2.36
第14特定期間	3.85
第15特定期間	12.17
第16特定期間	2.45
第17特定期間	10.33
第18特定期間	1.53
第19特定期間	0.57
第20特定期間	8.39
第21特定期間	4.56
第22特定期間	5.22
第23特定期間	5.24

（注）収益率は、特定期間末日の基準価額（特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。ただし、第 1 特定期間については前特定期間末基準価額の代わりに 1 万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

年 2 回決算型

期	期間収益率（％）
1 期	33.12
2 期	26.99
3 期	0.11
4 期	2.90
5 期	3.74
6 期	2.57
7 期	0.38
8 期	1.22
9 期	23.34
10期	1.14
11期	1.73
12期	4.78
13期	2.28
14期	3.78
15期	12.35
16期	2.78
17期	10.55
18期	1.58
19期	0.63
20期	8.34
21期	4.31
22期	5.35
23期	5.26

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。ただし、第 1 期については前期末基準価額の代わりに 1 万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

（参考情報）

（１）「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の運用状況

ファンドは「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	339,810	19.73
	アメリカ	337,914	19.62
	ニュージーランド	337,887	19.62
	ポーランド	336,797	19.55
	ノルウェー	334,753	19.44
	小計	1,687,163	97.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		35,170	2.04
合計（純資産総額）		1,722,334	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の投資資産

投資有価証券の主要銘柄（全銘柄）

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄名	利率（％）	償還期限	国・地域	種類	額面総額	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	AUSTRALIA	1.75	2020/11/21	オーストラリア	国債証券	4,690,000	7,268.81	340,907,545	7,245.43	339,810,810	19.73
2	US TREASURY	1.125	2020/4/30	アメリカ	国債証券	3,090,000	10,883.90	336,312,751	10,935.73	337,914,310	19.62
3	NEW ZEALAND	3	2020/4/15	ニュージーランド	国債証券	4,890,000	6,988.81	341,752,941	6,909.76	337,887,492	19.62
4	POLAND	5.25	2020/10/25	ポーランド	国債証券	11,760,000	2,912.13	342,466,629	2,863.92	336,797,471	19.55
5	NORWAY	3.75	2021/5/25	ノルウェー	国債証券	27,900,000	1,218.24	339,889,099	1,199.83	334,753,546	19.44

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

（2020年2月末日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
国債証券	97.96
合計	97.96

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

（１）「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の運用状況

ファンドは「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
国債証券	インドネシア	339,716	19.77
	ブラジル	337,010	19.61
	南アフリカ	335,271	19.51
	メキシコ	332,351	19.34
	トルコ	330,393	19.22
	小計	1,674,742	97.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		43,919	2.56
合計（純資産総額）		1,718,662	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の投資資産

投資有価証券の主要銘柄（全銘柄）

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄名	利率（％）	償還期限	国・地域	種類	額面総額	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	INDONESIA	12.8	2021/6/15	インドネシア	国債証券	39,590,000,000	0.86	342,708,459	0.85	339,716,168	19.77
2	BRAZIL	10	2023/1/1	ブラジル	国債証券	12,377,000	2,722.11	336,915,674	2,722.87	337,010,661	19.61
3	SOUTH AFRICA	6.75	2021/3/31	南アフリカ	国債証券	47,140,000	706.53	333,061,101	711.22	335,271,182	19.51
4	TURKEY	12.2	2023/1/18	トルコ	国債証券	9,750,000	1,842.81	179,674,074	1,763.00	171,892,500	10.00
5	MEXICO	8	2020/6/11	メキシコ	国債証券	29,679,900	564.24	167,468,242	564.16	167,443,222	9.74
6	MEXICO	7.25	2021/12/9	メキシコ	国債証券	28,960,000	561.91	162,729,517	569.43	164,908,451	9.60
7	TURKEY	8.5	2022/9/14	トルコ	国債証券	6,350,000	1,702.61	108,116,195	1,636.06	103,890,064	6.04
8	TURKEY	9.2	2021/9/22	トルコ	国債証券	3,200,000	1,595.51	51,056,480	1,706.58	54,610,688	3.18

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

（2020年2月末日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
国債証券	97.44
合計	97.44

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

毎月分配型

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	153,122,962,737	8,960,870,551	144,162,092,186
第２特定期間	1,023,162,194	49,318,214,825	95,867,039,555
第３特定期間	278,292,126	31,706,849,486	64,438,482,195
第４特定期間	402,819,210	19,431,658,623	45,409,642,782
第５特定期間	128,386,936	10,968,403,557	34,569,626,161
第６特定期間	90,230,714	6,203,859,682	28,455,997,193
第７特定期間	70,777,039	5,098,363,612	23,428,410,620
第８特定期間	35,299,003	3,152,691,501	20,311,018,122
第９特定期間	30,214,405	2,855,796,345	17,485,436,182
第10特定期間	109,253,236	2,208,204,809	15,386,484,609
第11特定期間	19,582,138	1,397,220,938	14,008,845,809
第12特定期間	17,895,412	1,594,527,692	12,432,213,529
第13特定期間	314,073,574	1,294,548,465	11,451,738,638
第14特定期間	119,696,500	1,088,638,953	10,482,796,185
第15特定期間	48,376,554	928,461,127	9,602,711,612
第16特定期間	449,154,743	499,535,965	9,552,330,390
第17特定期間	69,626,174	944,445,837	8,677,510,727
第18特定期間	144,543,585	668,901,187	8,153,153,125
第19特定期間	29,496,125	831,055,075	7,351,594,175
第20特定期間	33,579,102	362,517,014	7,022,656,263
第21特定期間	150,668,862	426,431,554	6,746,893,571
第22特定期間	27,371,302	454,261,036	6,320,003,837
第23特定期間	37,342,110	679,674,465	5,677,671,482

（注１）本邦外における販売および解約はありません。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

年 2 回決算型

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1 期	30,794,111,159	2,784,051,990	28,010,059,169
2 期	41,193,108	10,779,391,882	17,271,860,395
3 期	17,357,475	5,625,801,100	11,663,416,770
4 期	4,890,650	3,483,623,270	8,184,684,150
5 期	6,681,615	1,911,701,476	6,279,664,289
6 期	4,281,993	1,147,805,984	5,136,140,298
7 期	722,330	743,199,457	4,393,663,171
8 期	4,424,109	560,148,280	3,837,939,000
9 期	440,164	387,573,998	3,450,805,166
10期	11,146,948	417,996,890	3,043,955,224
11期	266,201	379,204,740	2,665,016,685
12期	19,183,166	299,207,311	2,384,992,540
13期	10,181,861	227,308,956	2,167,865,445
14期	6,328,409	410,832,833	1,763,361,021
15期	6,491,374	86,210,684	1,683,641,711
16期	48,743,299	77,848,978	1,654,536,032
17期	306,548	107,448,331	1,547,394,249
18期	273,674	161,890,269	1,385,777,654
19期	485,894	103,945,314	1,282,318,234
20期	307,047	113,741,495	1,168,883,786
21期	3,716,682	79,273,741	1,093,326,727
22期	593,071	86,881,868	1,007,037,930
23期	347,573	70,347,452	937,038,051

（注 1）本邦外における販売および解約はありません。

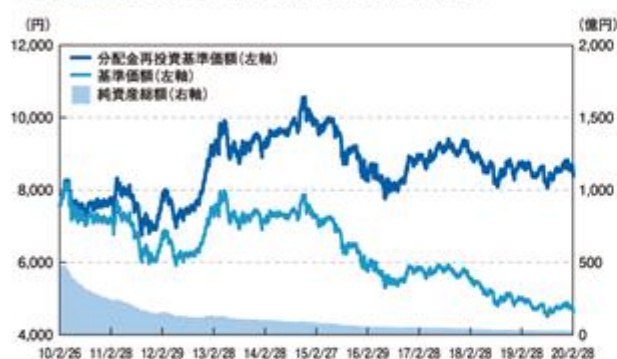
（注 2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

〔参考情報〕

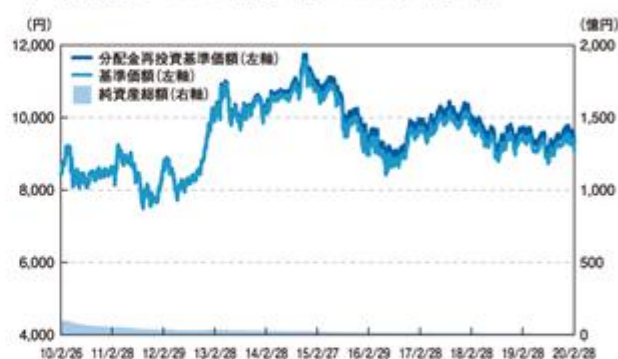
(2020年2月末現在)

基準価額・純資産の推移

毎月分配型 2010年2月26日～2020年2月28日



年2回決算型 2010年2月26日～2020年2月28日



※基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.045%(税抜年0.95%)の率を乗じて得た額とします。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算した価額です。また、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

ファンドデータ

毎月分配型

基準価額	4,623円
純資産総額	26.1億円

年2回決算型

基準価額	9,060円
純資産総額	8.4億円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

毎月分配型(直近5期分)

第133期 2019年10月	10円
第134期 2019年11月	10円
第135期 2019年12月	10円
第136期 2020年1月	10円
第137期 2020年2月	10円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,590円

年2回決算型(直近5期分)

第19期 2018年2月	0円
第20期 2018年8月	0円
第21期 2019年2月	0円
第22期 2019年8月	0円
第23期 2020年2月	0円
設定来累計	250円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

主な資産の状況*

2020年2月末現在

■ ポートフォリオ構成比率

毎月分配型

項目	純資産比率
モルガン・スタンレー先進国高金利通貨マザーファンド	50.4%
モルガン・スタンレー新興国高金利通貨マザーファンド	49.0%
現金その他	0.6%
合計	100.0%

年2回決算型

項目	純資産比率
モルガン・スタンレー先進国高金利通貨マザーファンド	48.0%
モルガン・スタンレー新興国高金利通貨マザーファンド	51.7%
現金その他	0.2%
合計	100.0%

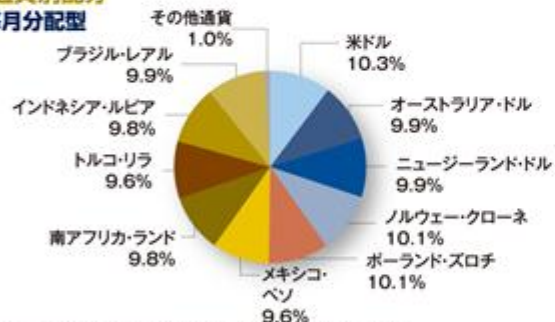
■ 組入債券上位銘柄

	発行体	種別	クーポン	償還日	比 率	
					毎月分配型	年2回決算型
先進国債券	1 POLAND	国債	5.25%	2020/10/25	10.1%	9.6%
	2 NORWAY	国債	3.75%	2021/5/25	10.1%	9.6%
	3 USA	国債	1.125%	2020/4/30	10.0%	9.5%
	4 NEW ZEALAND	国債	3.0%	2020/4/15	9.9%	9.5%
	5 AUSTRALIA	国債	1.75%	2020/11/21	9.9%	9.4%
新興国債券	1 BRAZIL	国債	10.0%	2023/1/1	9.9%	10.4%
	2 INDONESIA	国債	12.8%	2021/6/15	9.8%	10.4%
	3 SOUTH AFRICA	国債	6.75%	2021/3/31	9.8%	10.4%
	4 TURKEY	国債	12.2%	2023/1/18	4.9%	5.2%
	5 MEXICO	国債	8.0%	2020/6/11	4.9%	5.1%

※選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。その場合、外国為替取引を利用することにより、選定した通貨に実質的に投資することを目指します。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資することがあります。

■ 通貨別配分

毎月分配型



※通貨別配分は為替予約等を含めた実質的な比率をいいます。

年2回決算型



*上記「主な資産の状況」記載の「ポートフォリオ構成比率」「組入債券上位銘柄」「通貨別配分」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム（運用担当者が使用しているシステム）にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（1）投資状況、および（2）投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

※各比率は、「毎月分配型」「年2回決算型」の各マザーファンドの組入比率と各マザーファンドの各資産組入比率から算出しています。

年間収益率の推移

毎月分配型



年2回決算型



※ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は、年初から2月末までの収益率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までには取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 取得申込にあたり、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」のいずれかを選択いただきます。（ただし販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- (3) 受益権の取得申込単位は、お申込みのコースに応じ以下を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

一般コース	1万口以上1口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

このほか、取得申込者と販売会社が別に定める契約に基づき取得申込を行う場合、当該販売会社が定める単位で取扱う場合があります。

お申し込み後にコースの変更を行うことはできません。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- (4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも、毎月分配型は「高金利毎」、年2回決算型は「高金利2」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

- (5) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.3%(税抜3.0%)以内の販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手料は無手数料とします。
- (6) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。
- (7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権について

は追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）を行う方法により換金することができます。

- （１）解約請求の受付は、原則として信託期間中の毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- （２）解約請求の単位は、お申込みのコースに応じて以下を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

一般コース	1口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

- （３）解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（ ）（基準価額に0.15%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

- （４）解約手数料はありません。
- （５）解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
- （６）委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。
- （７）投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- （８）ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

- マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。
- マザーファンドにおける組入外国有価証券の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の時価（取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格で一般社団法人投資信託協会規則で定めるもの）で評価します。
- マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも、毎月分配型は「高金利毎」、年2回決算型は「高金利2」の略称で掲載されます。

（２）【保管】

該当事項なし

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は、2008年8月28日から2023年8月15日までとします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託期間満了前に投資信託契約を解約し、信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月分配型は毎月16日から翌月15日まで、年2回決算型は毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、「毎月分配型」「年2回決算型」それぞれについて、投資信託契約の一部解約等により残存受益権口数が30億口を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができ

ます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。

- ・ 委託会社は、上記の投資信託契約の解約にあたり、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ・ 上記 . の書面決議において、受益者（委託会社および当該投資信託の信託財産に当該投資信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ・ 上記 . および . による書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって行います。
- ・ 上記 . から . までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、上記 . から . までの手続を行うことが困難な場合についても同様とします。

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・ 委託会社が監督官庁より本ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ・ 受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき

投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することまたは本ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することはできないものとします。

- ・ 委託会社は、投資信託約款の変更又は他の投資信託との併合（投資信託約款の変更にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、また、併合については、当該併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除くものとし、以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、あらかじめ、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ・ 上記 . の書面決議において、受益者（委託会社および当該投資信託の信託財産に当該投資信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ・ 上記 . および . による書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって行います。
- ・ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

・上記 ．から ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当該投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

・上記 ．から ．までの規定にかかわらず、当該投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいて本ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 ．から ．までの手続にしたがいます。

運用報告書

委託会社は、毎年2月、8月の計算期末および信託終了日を基準日として、当該作成期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

また、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者からの請求があった場合には、これを交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

投資顧問会社との運用の指図等に係る権限の委託契約（再委託契約を含みます。）は、原則として、信託期間中において有効です。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に係る権限の委託若しくは再委託を中止し、または委託若しくは再委託の内容を変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

（１）収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

一般コースをお持ちの場合

・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

自動けいぞく投資コースをお持ちの場合

・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資されます。ただし、販売会社やお取引口座の条件等によっては、収益分配金を再投資せずにお受け取りいただく場合や、収益分配金の再投資のお申し出を別途いただく場合があります。収益分配金の再投資を行なった場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金をお受け取りいただく場合は、一般コースをお持ちの場合に準じてお支払いします。

- ・収益分配金を再投資する場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

（２）償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）買戻し請求権（一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第２章「換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対受益者の受益権買取請求の不適用

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定は適用されません。

（５）帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）の計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（令和1年8月16日から令和2年2月17日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (4) モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（令和1年8月16日から令和2年2月17日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (令和1年8月15日現在)	当特定期間末 (令和2年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,310,744	16,626,389
親投資信託受益証券	2,885,035,757	2,712,029,850
未収入金	10,319,766	22,325,926
流動資産合計	2,911,666,267	2,750,982,165
資産合計	2,911,666,267	2,750,982,165
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,320,003	5,677,671
未払解約金	7,084,240	39,412,640
未払受託者報酬	133,694	137,858
未払委託者報酬	2,406,470	2,481,451
未払利息	41	45
その他未払費用	247,571	250,642
流動負債合計	16,192,019	47,960,307
負債合計	16,192,019	47,960,307
純資産の部		
元本等		
元本	6,320,003,837	5,677,671,482
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,424,529,589	2,974,649,624
（分配準備積立金）	17,400,730	48,669,988
純資産合計	2,895,474,248	2,703,021,858
負債純資産合計	2,911,666,267	2,750,982,165

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成31年 2月16日 至 令和 1年 8月15日	当特定期間 自 令和 1年 8月16日 至 令和 2年 2月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	148,551,203	165,478,957
営業収益合計	148,551,203	165,478,957
営業費用		
支払利息	7,243	7,529
受託者報酬	852,388	800,041
委託者報酬	15,342,922	14,400,743
その他費用	1,579,205	1,461,221
営業費用合計	17,781,758	16,669,534
営業利益又は営業損失（ ）	166,332,961	148,809,423
経常利益又は経常損失（ ）	166,332,961	148,809,423
当期純利益又は当期純損失（ ）	166,332,961	148,809,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	929,090	287,870
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,400,601,880	3,424,529,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	236,699,228	356,559,514
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	236,699,228	356,559,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,018,463	19,662,098
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,018,463	19,662,098
分配金	79,346,423	36,114,744
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,424,529,589	2,974,649,624

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	前特定期間末 （令和１年８月15日現在）	当特定期間末 （令和２年２月17日現在）
１．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,424,529,589円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,974,649,624円であります。
２．当該特定期間の末日における受益権総数	6,320,003,837口	5,677,671,482口
３．１口当たり純資産額	0.4581円	0.4761円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成31年 2 月16日 至 令和 1 年 8 月15日			当特定期間 自 令和 1 年 8 月16日 至 令和 2 年 2 月17日		
1．信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。			1．信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。		
2．分配金の計算過程 （自平成31年 2 月16日 至平成31年 3 月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は40,762,280円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、20,081,686円（1万口当たり30円）を分配金額としております。			2．分配金の計算過程 （自令和 1 年 8 月16日 至令和 1 年 9 月17日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は37,182,406円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、6,280,523円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	12,906,453	19.28	A. 配当等収益	14,239,706	22.67
B. 有価証券売買等損益	-	-	B. 有価証券売買等損益	-	-
C. 収益調整金	24,441,087	36.51	C. 収益調整金	5,636,576	8.97
D. 分配準備積立金	3,414,740	5.10	D. 分配準備積立金	17,306,124	27.55
分配可能額	40,762,280	60.89	分配可能額	37,182,406	59.20
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。		

前特定期間 自 平成31年 2 月16日 至 令和 1 年 8 月15日			当特定期間 自 令和 1 年 8 月16日 至 令和 2 年 2 月17日		
（自平成31年 3 月16日 至平成31年 4 月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 34,095,308円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 19,998,619円（1 万口当たり30円）を分配金額 としております。			（自令和 1 年 9 月18日 至令和 1 年10月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 40,649,856円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 6,229,927円（1 万口当たり10円）を分配金額 としております。		
	金額（円）	1 万口当たり （円）		金額（円）	1 万口当たり （円）
A. 配当等収益	13,478,960	20.22	A. 配当等収益	9,963,669	15.99
B. 有価証券売買 等損益	-	-	B. 有価証券売買 等損益	-	-
C. 収益調整金	19,247,689	28.87	C. 収益調整金	5,599,249	8.98
D. 分配準備積立 金	1,368,659	2.05	D. 分配準備積立 金	25,086,938	40.26
分配可能額	34,095,308	51.15	分配可能額	40,649,856	65.24
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。		
（自平成31年 4 月16日 至令和 1 年 5 月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 25,945,079円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 19,966,717円（1 万口当たり30円）を分配金額 としております。			（自令和 1 年10月16日 至令和 1 年11月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 46,252,260円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 6,113,912円（1 万口当たり10円）を分配金額 としております。		
	金額（円）	1 万口当たり （円）		金額（円）	1 万口当たり （円）
A. 配当等収益	11,861,062	17.82	A. 配当等収益	12,426,909	20.32
B. 有価証券売買 等損益	-	-	B. 有価証券売買 等損益	-	-
C. 収益調整金	14,076,291	21.14	C. 収益調整金	5,504,350	9.00
D. 分配準備積立 金	7,726	0.01	D. 分配準備積立 金	28,321,001	46.32
分配可能額	25,945,079	38.97	分配可能額	46,252,260	75.65
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。		

前特定期間 自 平成31年 2月16日 至 令和 1年 8月15日			当特定期間 自 令和 1年 8月16日 至 令和 2年 2月17日		
（自令和 1年 5月16日 至令和 1年 6月17日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は18,566,689円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、6,589,773円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			（自令和 1年11月16日 至令和 1年12月16日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は52,199,212円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、5,961,758円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	12,621,134	19.15	A. 配当等収益	12,955,990	21.73
B. 有価証券売買等損益	-	-	B. 有価証券売買等損益	-	-
C. 収益調整金	5,897,990	8.95	C. 収益調整金	5,522,700	9.26
D. 分配準備積立金	47,565	0.07	D. 分配準備積立金	33,720,522	56.56
分配可能額	18,566,689	28.17	分配可能額	52,199,212	87.55
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。		
（自令和 1年 6月18日 至令和 1年 7月16日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は24,831,643円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、6,389,625円（1万口当たり10円）を分配金額としております。			（自令和 1年12月17日 至令和 2年 1月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は56,796,131円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、5,850,953円（1万口当たり10円）を分配金額としております。		
	金額（円）	1万口当たり（円）		金額（円）	1万口当たり（円）
A. 配当等収益	13,193,521	20.64	A. 配当等収益	11,351,273	19.40
B. 有価証券売買等損益	-	-	B. 有価証券売買等損益	-	-
C. 収益調整金	5,722,631	8.95	C. 収益調整金	5,443,955	9.30
D. 分配準備積立金	5,915,491	9.25	D. 分配準備積立金	40,000,903	68.36
分配可能額	24,831,643	38.84	分配可能額	56,796,131	97.07
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。		

前特定期間 自 平成31年 2月16日 至 令和 1年 8月15日			当特定期間 自 令和 1年 8月16日 至 令和 2年 2月17日		
（自令和 1年 7月17日 至令和 1年 8月15日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 29,386,164円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 6,320,003円（1万口当たり10円）を分配金額 としております。			（自令和 2年 1月16日 至令和 2年 2月17日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 59,679,407円であるが、基準価額水準、市況動 向および収益分配方針を勘案し、 5,677,671円（1万口当たり10円）を分配金額 としております。		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	11,099,300	17.56	A. 配当等収益	10,114,205	17.81
B. 有価証券売買 等損益	-	-	B. 有価証券売買 等損益	-	-
C. 収益調整金	5,665,431	8.96	C. 収益調整金	5,331,748	9.39
D. 分配準備積立 金	12,621,433	19.97	D. 分配準備積立 金	44,233,454	77.90
分配可能額	29,386,164	46.49	分配可能額	59,679,407	105.10
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。		
3．その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計 上しております。			3．その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計 上しております。		
4．欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期 追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損 金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額 で表示しております。			4．欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期 追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損 金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額 で表示しております。		

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２．金融商品の内容および金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

３．金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (令和１年８月15日現在)	当特定期間末 (令和２年２月17日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間 自 平成31年 2 月16日 至 令和 1 年 8 月15日	当特定期間 自 令和 1 年 8 月16日 至 令和 2 年 2 月17日
期首元本額	6,746,893,571円	6,320,003,837円
期中追加設定元本額	27,371,302円	37,342,110円
期中一部解約元本額	454,261,036円	679,674,465円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前特定期間末 （ 令和 1 年 8 月15日現在 ）	当特定期間末 （ 令和 2 年 2 月17日現在 ）
	最終の計算期間の損益に含ま れた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含ま れた評価差額（円）
親投資信託受益証券	146,814,198	51,279,357
合計	146,814,198	51,279,357

３．デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド	1,321,562,120	1,354,336,860	
	モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド	1,226,683,222	1,357,692,990	
合計		2,548,245,342	2,712,029,850	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

【モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (令和1年8月15日現在)	第23期 (令和2年2月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,913,231	1,924,472
親投資信託受益証券	891,390,922	874,756,855
未収入金	5,405,000	14,003,536
流動資産合計	898,709,153	890,684,863
資産合計	898,709,153	890,684,863
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,000	10,483,501
未払受託者報酬	258,403	251,609
未払委託者報酬	4,651,088	4,528,949
未払利息	4	5
その他未払費用	478,458	459,467
流動負債合計	5,392,953	15,723,531
負債合計	5,392,953	15,723,531
純資産の部		
元本等		
元本	1,007,037,930	937,038,051
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,721,730	62,076,719
（分配準備積立金）	551,435,598	534,779,864
純資産合計	893,316,200	874,961,332
負債純資産合計	898,709,153	890,684,863

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 平成31年 2月16日 至 令和 1年 8月15日	第23期 自 令和 1年 8月16日 至 令和 2年 2月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	46,429,040	51,959,909
営業収益合計	46,429,040	51,959,909
営業費用		
支払利息	797	832
受託者報酬	258,403	251,609
委託者報酬	4,651,088	4,528,949
その他費用	478,538	459,467
営業費用合計	5,388,826	5,240,857
営業利益又は営業損失（ ）	51,817,866	46,719,052
経常利益又は経常損失（ ）	51,817,866	46,719,052
当期純利益又は当期純損失（ ）	51,817,866	46,719,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,218,310	3,069,053
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	68,636,271	113,721,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,565,687	8,026,854
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,565,687	8,026,854
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,590	31,842
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,590	31,842
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,721,730	62,076,719

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	第22期 （令和１年８月15日現在）	第23期 （令和２年２月17日現在）
１．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は113,721,730円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は62,076,719円であります。
２．当該計算期間の末日における受益権総数	1,007,037,930口	937,038,051口
３．１口当たり純資産額	0.8871円	0.9338円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期 自 平成31年 2 月16日 至 令和 1 年 8 月15日	第23期 自 令和 1 年 8 月16日 至 令和 2 年 2 月17日																																				
1．信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2．分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は575,230,206円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。	1．信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2．分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は557,100,511円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。																																				
<table><tr><th></th><th>金額（円）</th><th>1万口当たり（円）</th></tr><tr><td>A. 配当等収益</td><td>20,675,347</td><td>205.30</td></tr><tr><td>B. 有価証券売買等損益</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>C. 収益調整金</td><td>23,794,608</td><td>236.28</td></tr><tr><td>D. 分配準備積立金</td><td>530,760,251</td><td>5,270.50</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>575,230,206</td><td>5,712.08</td></tr></table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	20,675,347	205.30	B. 有価証券売買等損益	-	-	C. 収益調整金	23,794,608	236.28	D. 分配準備積立金	530,760,251	5,270.50	分配可能額	575,230,206	5,712.08	<table><tr><th></th><th>金額（円）</th><th>1万口当たり（円）</th></tr><tr><td>A. 配当等収益</td><td>21,771,544</td><td>232.34</td></tr><tr><td>B. 有価証券売買等損益</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>C. 収益調整金</td><td>22,320,647</td><td>238.20</td></tr><tr><td>D. 分配準備積立金</td><td>513,008,320</td><td>5,474.78</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>557,100,511</td><td>5,945.33</td></tr></table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	21,771,544	232.34	B. 有価証券売買等損益	-	-	C. 収益調整金	22,320,647	238.20	D. 分配準備積立金	513,008,320	5,474.78	分配可能額	557,100,511	5,945.33
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	20,675,347	205.30																																			
B. 有価証券売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	23,794,608	236.28																																			
D. 分配準備積立金	530,760,251	5,270.50																																			
分配可能額	575,230,206	5,712.08																																			
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	21,771,544	232.34																																			
B. 有価証券売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	22,320,647	238.20																																			
D. 分配準備積立金	513,008,320	5,474.78																																			
分配可能額	557,100,511	5,945.33																																			
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。 3．その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 4．欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。 3．その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 4．欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。																																				

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２．金融商品の内容および金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

３．金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

第22期 (令和1年8月15日現在)	第23期 (令和2年2月17日現在)
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第22期 自 平成31年 2 月16日 至 令和 1 年 8 月15日	第23期 自 令和 1 年 8 月16日 至 令和 2 年 2 月17日
期首元本額	1,093,326,727円	1,007,037,930円
期中追加設定元本額	593,071円	347,573円
期中一部解約元本額	86,881,868円	70,347,452円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第22期 （ 令和 1 年 8 月15日現在 ）	第23期 （ 令和 2 年 2 月17日現在 ）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	44,267,758	48,601,517
合計	44,267,758	48,601,517

３．デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド	404,727,639	414,764,884	
	モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド	415,605,323	459,991,971	
合計		820,332,962	874,756,855	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の令和2年2月17日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（令和2年2月17日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	11,902,440
コール・ローン	13,621,715
国債証券	1,730,983,040
派生商品評価勘定	3,361
未収入金	10,970,564
未収利息	19,648,395
前払費用	102,074
流動資産合計	1,787,231,589
資産合計	1,787,231,589
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,164,731
未払利息	37
流動負債合計	18,164,768
負債合計	18,164,768
純資産の部	
元本等	
元本	1,726,289,759
剰余金	
剰余金	42,777,062
純資産合計	1,769,066,821
負債純資産合計	1,787,231,589

（注）モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンドの計算期間は、毎年8月16日から翌年8月15日までであり、本報告書における開示対象ファンドの特定期間または計算期間とは異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券については個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

	（令和２年２月17日現在）
１．計算日における受益権総数	1,726,289,759口
２．１口当たり純資産額	1.0248円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

３．金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価およびその差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

デリバティブ取引

「（その他の取引）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。

上記以外の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．本報告書における各開示対象ファンドの当特定期間および当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

（令和２年２月17日現在）	
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）の当特定期間およびモルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）の第23期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	1,830,261,260円
期中追加設定元本額	8,798,165円
期中一部解約元本額	112,769,666円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）	1,321,562,120円
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）	404,727,639円
期末元本合計	1,726,289,759円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（令和２年２月17日現在）
	当該親投資信託の期首（令和１年８月16日）から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	14,324,695
合計	14,324,695

３．デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	令和 2 年 2 月17日現在			評価損益（円）
		契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	11,904,716	-	11,901,355	3,361
	米ドル	11,904,716	-	11,901,355	3,361
合計		11,904,716	-	11,901,355	3,361

（注１）１．時価の算定方法

１）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(注2) 時価の算定方法

1. 金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額により評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

有価証券明細表（債券）

（令和２年２月17日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY	3,170,000.00	3,166,746.37	
	計	銘柄数： 1	3,170,000.00	3,166,746.37	
				(347,708,751)	
		組入時価比率： 19.7%		20.1%	
	ノルウェークローネ	NORWAY	27,900,000.00	28,740,236.40	
	計	銘柄数： 1	27,900,000.00	28,740,236.40	
				(341,146,606)	
		組入時価比率： 19.3%		19.7%	
	ポーランドズロチ	POLAND	11,760,000.00	12,100,334.40	
	計	銘柄数： 1	11,760,000.00	12,100,334.40	
				(338,809,363)	
		組入時価比率： 19.2%		19.6%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA	4,750,000.00	4,783,566.30	
	計	銘柄数： 1	4,750,000.00	4,783,566.30	
				(352,692,343)	
		組入時価比率： 19.9%		20.4%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND	4,950,000.00	4,965,670.26	
	計	銘柄数： 1	4,950,000.00	4,965,670.26	
				(350,625,977)	
		組入時価比率： 19.8%		20.3%	
	合計			1,730,983,040	
				(1,730,983,040)	

（注１）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(令和 2 年 2 月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	15,182,925
コール・ローン	13,962,448
国債証券	1,767,077,834
派生商品評価勘定	6,639
未収入金	7,638,194
未収利息	20,118,286
前払費用	11,794,810
流動資産合計	1,835,781,136
資産合計	1,835,781,136
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,046
未払解約金	18,164,731
未払利息	38
流動負債合計	18,170,815
負債合計	18,170,815
純資産の部	
元本等	
元本	1,642,288,545
剰余金	
剰余金	175,321,776
純資産合計	1,817,610,321
負債純資産合計	1,835,781,136

(注) モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの計算期間は、毎年 8 月16日から翌年 8 月15日までであり、本報告書における開示対象ファンドの特定期間または計算期間とは異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	組入有価証券については個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

	（令和２年２月17日現在）
１．計算日における受益権総数	1,642,288,545口
２．１口当たり純資産額	1.1068円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

３．金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価およびその差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

デリバティブ取引

「（その他の取引）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。

上記以外の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．本報告書における各開示対象ファンドの当特定期間および当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

（令和２年２月17日現在）	
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）の当特定期間およびモルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）の第23期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	1,918,419,262円
期中追加設定元本額	8,316,708円
期中一部解約元本額	284,447,425円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）	1,226,683,222円
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）	415,605,323円
期末元本合計	1,642,288,545円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（令和２年２月17日現在）
	当該親投資信託の期首（令和１年８月16日）から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,132,881
合計	1,132,881

３．デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

区分	種類	令和 2 年 2 月17日現在			評価損益（円）
		契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,781,777	-	7,784,474	2,697
	米ドル	7,781,777	-	7,784,474	2,697
	売建	14,781,777	-	14,783,881	2,104
	米ドル	7,000,000	-	7,002,104	2,104
	メキシコペソ	4,219,805	-	4,219,805	0
	南アフリカランド	3,561,972	-	3,561,972	0
合計		22,563,554	-	22,568,355	593

（注１）１．時価の算定方法

１）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(注2) 時価の算定方法

1. 金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額により評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

有価証券明細表（債券）

（令和２年２月17日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO	30,679,900.00	30,805,687.59	
		MEXICO	28,960,000.00	29,330,977.60	
	計	銘柄数： 2	59,639,900.00	60,136,665.19	
				(356,009,057)	
		組入時価比率： 19.6%		20.1%	
	ブラジルリアル	BRAZIL	12,377,000.00	13,874,622.69	
	計	銘柄数： 1	12,377,000.00	13,874,622.69	
				(354,774,102)	
		組入時価比率： 19.5%		20.1%	
	トルコリラ	TURKEY	3,200,000.00	3,126,400.00	
		TURKEY	6,350,000.00	6,045,200.00	
		TURKEY	9,750,000.00	10,032,750.00	
	計	銘柄数： 3	19,300,000.00	19,204,350.00	
				(348,174,865)	
		組入時価比率： 19.2%		19.7%	
	インドネシアルピア	INDONESIA	40,260,000,000.00	44,343,571,800.00	
	計	銘柄数： 1	40,260,000,000.00	44,343,571,800.00	
				(359,182,931)	
		組入時価比率： 19.8%		20.3%	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA	47,140,000.00	47,281,420.00	
	計	銘柄数： 1	47,140,000.00	47,281,420.00	
				(348,936,879)	
		組入時価比率： 19.2%		19.7%	
	合計			1,767,077,834	
				(1,767,077,834)	

（注１）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

毎月分配型

（2020年2月末日現在）

種類	金額
資産総額	2,614,155,672円
負債総額	4,005,563円
純資産総額（ - ）	2,610,150,109円
発行済口数	5,645,926,233口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4623円

年2回決算型

（2020年2月末日現在）

種類	金額
資産総額	846,606,656円
負債総額	300,486円
純資産総額（ - ）	846,306,170円
発行済口数	934,163,919口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9060円

（参考情報）

「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の現況

（2020年2月末日現在）

種類	金額
資産総額	1,722,938,525円
負債総額	604,117円
純資産総額（ - ）	1,722,334,408円
発行済口数	1,705,206,225口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0100円

「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の現況

（2020年2月末日現在）

種類	金額
資産総額	1,719,266,889円
負債総額	604,096円
純資産総額（ - ）	1,718,662,793円
発行済口数	1,622,729,846口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0591円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を指示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（ 7 ） 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2020年2月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年における資本金の増減はありません。

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

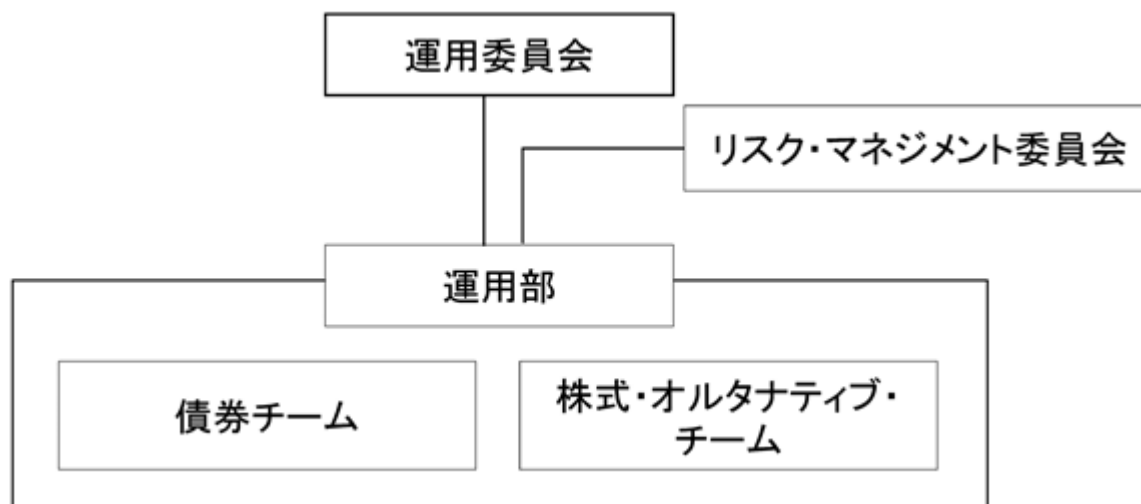
委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として代表取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部は2つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券チーム : 債券

株式・オルタナティブ・チーム : 外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ
およびプライベート・エクイティ等

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、一部の運用商品について、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジメント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は2020年2月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	32	336,208,220,375
単位型株式投資信託	4	24,770,779,125
合計	36	360,978,999,500

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（2007年内閣府令第52号）」により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

科目	第 25 期 2018年12月31日		第 26 期 2019年12月31日	
	内 訳（千円）	金 額（千円）	内 訳（千円）	金 額（千円）
資産の部				
流動資産				
預金		3,128,246		3,837,377
前払費用		29,382		28,956
未収委託者報酬		252,387		366,363
未収運用受託報酬		662,963		671,303
未収投資助言報酬		773,443		1,039,074
未収収益	1	10,202		63,420
未収還付法人税等		18,120		-
立替金		17,453		105
流動資産計		4,892,200		6,006,601
固定資産				
有形固定資産		3,340		3,340
器具備品	3,340		3,340	
投資その他の資産		9,997		98,102
長期前払費用	966		766	
繰延税金資産	81,706		97,319	
デリバティブ資産	2	16	16	
固定資産計		86,029		101,442
資産合計		4,978,229		6,108,044
負債の部				
I 流動負債				
預り金		523		184
未払金		316,103		195,576
未払償還金	6,126		6,126	
未払手数料	12,590		14,475	
その他未払金	297,386		174,974	
未払費用	1	755,149		1,337,896
一年内返済予定の関 係会社長期借入金		-		350,000
未払法人税等		-		118,074
前受収益		9,566		9,824
流動負債計		1,081,341		2,011,556
固定負債				
関係会社長期借入金		350,000		-
親会社株式報酬引当金		5,368		1,203
繰延報酬引当金		19,841		5,265
退職給付引当金		228		229
固定負債計		375,438		6,699
負債合計		1,456,780		2,018,255

科目	第 25 期 2018年12月31日		第 26 期 2019年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
純資産の部				
株主資本				
資本金		990,000		990,000
資本剰余金				
資本準備金	765,000		765,000	
資本剰余金合計		765,000		765,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,766,448		2,334,788	
利益剰余金合計		1,766,448		2,334,788
株主資本計		3,521,448		4,089,788
純資産合計		3,521,448		4,089,788
負債・純資産合計		4,978,229		6,108,044

（２）【損益計算書】

科目	第 25 期 自 2018年1月 1日 至 2018年12月31日		第 26 期 自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日	
	内 訳（千円）	金 額（千円）	内 訳（千円）	金 額（千円）
営業収益				
委託者報酬		1,022,826		1,181,503
運用受託報酬		3,407,985		2,145,590
投資助言報酬		2,722,728		3,394,690
その他営業収益	1	150,725		179,554
営業収益計		7,304,266		6,901,338
営業費用				
支払手数料		73,279		94,603
広告宣伝費		57,387		12,088
調査費		137,519		122,025
調査費	55,415		62,631	
委託調査費	82,104		59,393	
委託計算費		104,527		121,268
営業雑経費		3,468,218		2,639,674
通信費	183		-	
印刷費	14,456		10,427	
諸会費	18,459		14,815	
その他	3	3,435,119	2,614,431	
営業費用計		3,840,933		2,989,660
一般管理費				
人件費	4	1,822,516		2,074,046
交際費		3,355		937
旅費交通費		57,039		57,470
租税公課		36,796		52,305
不動産賃借料		302,233		318,135
器具備品費		86,005		134,333
事務委託費		149,605		92,064
諸経費		195,142		252,097
一般管理費計		2,652,694		2,981,391
営業利益		810,638		930,286
営業外収益				
受取利息		49		111
時効後収益分配金償還金		109		-
為替差益		870		2,941
デリバティブ等利益	2	-		7,496
雑益		226		263
営業外収益計		1,256		10,813
営業外費用				
支払利息		55		3,393
デリバティブ等損失	2	4,620		-
雑損		2,209		-
営業外費用計		6,885		3,393
経常利益		805,009		937,706
税引前当期純利益		805,009		937,706
法人税、住民税及び事業税	53,254		384,979	
法人税等調整額	281,908	335,162	15,612	369,366
当期純利益		469,846		568,339

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。なお、当事業年度においては、減価償却資産は保有しておりません。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しております。また、一部従業員を対象に追加退職金制度要支給額も計上しております。 (3) 親会社株式報酬引当金 親会社株式報酬の支払いに備えるため、親会社株式報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。 (4) 繰延報酬引当金 繰延報酬の支払いに備えるため、繰延報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。
5. その他財務表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。 (2) 連結納税制度 当社はモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。 (3) 重要な収益及び費用の計上基準 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）を適用しております。 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断されたときに計上します。 投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

（会計方針の変更）

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
収益認識に関する会計基準等の適用 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）が2018年12月31日に終了する事業年度の年度末に係る個別財務諸表から適用できることになったことに伴い、当会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当会計期間への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に変動はありません。	該当事項はありません。

（表示の変更）

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
該当事項はありません。	「税効果会計に係る会計基準の一部改正」の適用 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」72,692千円は、「投資その他の資産」の81,706千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
1. 税効果会計に係る会計基準等 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日） 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日） 概要 個別計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。 適用予定日 2019年12月期の期首より適用予定であります。 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。	1. 時価の算定に関する会計基準等 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日） 概要 国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております（IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820）。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。 適用予定日 2022年12月期の期首より適用予定であります。 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日								
1. 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>52,145千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期借入金</td><td>350,000千円</td></tr> </table> 2. デリバティブ資産は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社からヘッジ損益および手数料の配賦を受けたものです。 3. 2018年1月1日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。同契約に基づき、前期末当社にて計上されていた退職給付引当金のうち512,453千円がモルガン・スタンレー・グループ株式会社に移管されております。	未払費用	52,145千円	関係会社長期借入金	350,000千円	1. 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>292,892千円</td></tr> <tr> <td>一年内返済予定の関係会社長期借入金</td><td>350,000千円</td></tr> </table> 2. 同左	未払費用	292,892千円	一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000千円
未払費用	52,145千円								
関係会社長期借入金	350,000千円								
未払費用	292,892千円								
一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000千円								

（損益計算書関係）

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日	第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日																		
1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、2017年1月1日以降は一括して税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定し、親会社であるモルガン・スタンレーとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は1,149,497千円です。 2. 営業外収益のうち、デリバティブ等利益またはデリバティブ等損失は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンズワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益および手数料の配賦です。 3. 2018 年1 月1 日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。雇用会社の変更による当社の損益への影響はありません。 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,825,568千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。 <table><tr><td>従業員給料・報酬相当額</td><td>1,612,108</td><td>千円</td></tr><tr><td>福利厚生費相当額</td><td>139,017</td><td></td></tr><tr><td>退職金・退職給付費用相当額</td><td>74,442</td><td></td></tr></table>	従業員給料・報酬相当額	1,612,108	千円	福利厚生費相当額	139,017		退職金・退職給付費用相当額	74,442		1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、2017年1月1日以降は一括して税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は2,703,475千円です。 2. 同左 3. 同左 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,746,811千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。 <table><tr><td>従業員給料・報酬相当額</td><td>1,516,908</td><td>千円</td></tr><tr><td>福利厚生費相当額</td><td>81,136</td><td></td></tr><tr><td>退職金・退職給付費用相当額</td><td>148,765</td><td></td></tr></table>	従業員給料・報酬相当額	1,516,908	千円	福利厚生費相当額	81,136		退職金・退職給付費用相当額	148,765	
従業員給料・報酬相当額	1,612,108	千円																	
福利厚生費相当額	139,017																		
退職金・退職給付費用相当額	74,442																		
従業員給料・報酬相当額	1,516,908	千円																	
福利厚生費相当額	81,136																		
退職金・退職給付費用相当額	148,765																		

(株主資本等変動計算書関係)

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	-	-	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	-	-	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、ファンドからの委託者報酬の未収分であり、ファンドの資産は信託銀行にて管理されております。未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は投資顧問報酬で、顧客の信用リスクは社内管理規定に従いリスク軽減を図っております。未収収益は主に関連会社に対するものです。デリバティブ取引は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップを行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益及び手数料の配賦です。未払金は主に未払消費税です。未払費用は主に関連会社に対するものです。資産および負債はすべて短期間で決済されます。また、未収収益および未払費用にともなう為替リスクは、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

信用リスクの管理

当社は、社内管理規定に従い、新規顧客にともなう信用リスクの軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社は、海外の関連会社との外貨建ての債権債務にともなう為替リスクに対して、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	3,128,246	3,128,246	-
(2) 未収委託者報酬	252,387	252,387	-
(3) 未収運用受託報酬	662,963	662,963	-
(4) 未収投資助言報酬	773,443	773,443	-
(5) 未収収益	10,202	10,202	-
(6) 未収還付法人税等	18,120	18,120	-
(7) 立替金	17,453	17,453	-
資産計	4,862,816	4,862,816	-
(1) 未払金	316,103	316,103	-
(2) 未払費用	755,149	755,149	-
(3) 関係会社長期借入金	350,000	353,445	3,445
負債計	1,421,252	1,424,697	3,445
デリバティブ取引	16	16	-

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	3,837,377	3,837,377	-
(2) 未収委託者報酬	366,363	366,363	-
(3) 未収運用受託報酬	671,303	671,303	-
(4) 未収投資助言報酬	1,039,074	1,039,074	-
(5) 未収収益	63,420	63,420	-
(6) 立替金	105	105	-
資産計	5,977,644	5,977,644	-
(1) 未払金	195,576	195,576	-
(2) 未払費用	1,337,896	1,337,896	-
(3) 未払法人税等	118,074	118,074	-
(4) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000	353,727	3,727
負債計	2,001,547	2,001,547	3,727
デリバティブ取引	16	16	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

現金預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引はデリバティブ取引に関する注記をご参照ください。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
金銭債権						
現金預金	3,128,246	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	252,387	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	662,963	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	773,443	-	-	-	-	-
未収収益	10,202	-	-	-	-	-
未収入金	18,120	-	-	-	-	-
立替金	17,453	-	-	-	-	-
金銭債権合計	4,862,816	-	-	-	-	-
金銭債務						
未払金	316,103	-	-	-	-	-
未払費用	755,149	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	350,000	-	-	-	-
金銭債務合計	1,071,252	350,000	-	-	-	-

当事業年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 25 期
2018年 12月 31日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンズスワップ	62,610	16	16
合計		62,610	16	16

(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

第 26 期
2019年 12 月 31 日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンズスワップ	37,233	16	16
合計		37,233	16	16

(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

採用している退職給付制度の概要

1．当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	547,033	千円
退職給付費用	83	
退職給付の支払額	34,216	
従業員の雇用会社の変更に伴う移管額	512,453	
為替の影響等	216	
退職給付引当金の期末残高	228	

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 83千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、2,584千円です。

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12月 31日

採用している退職給付制度の概要

1．当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	228	千円
為替の影響等	2	
退職給付引当金の期末残高	229	

(2) 退職給付費用

該当事項はありません。

3．確定拠出制度

該当事項はありません。

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
一般管理費の人件費 1,388千円

2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況
引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通りです。
親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び従業員 13名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	親会社株式 3,801株	親会社株式 2,033株	親会社株式 978株	親会社株式 2,461株
付与日	2015年 1月21日	2016年 1月20日	2017年 1月18日	2018年 1月19日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2017年1月23日までに50% 2018年1月22日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2021年1月27日に100%
対象勤務期間	2015年1月21日から各権利確定日まで	2016年1月20日から各権利確定日まで	2017年1月18日から各権利確定日まで	2018年1月18日から各権利確定日まで
交付日	2017年1月23日までに50% 2018年1月22日までに50%	2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	2021年1月27日までに100%
付与日における公正な評価単価（USドル）	34.5835	25.1867	42.6390	56.8372

親会社株式報酬の規模及び変動状況
付与される親会社株式報酬の数
親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
権利確定前				
期首（株）	1,755	2,033	978	-
増加（株）	-	-	-	2,461
失効（株）	94	-	-	-
権利確定（株）	1,661	1,014	-	754
従業員の雇用会社の変更に伴う変動（株）	-	350	553	1,632
未確定残（株）	-	669	425	75
権利確定後				
期首（株）	-	-	-	-
増加（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	1,661	1,014	-	754
失効（株）	-	-	-	-
交付（株）	1,661	1,014	-	754
未交付残（株）	-	-	-	-

単価情報

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
本事業年度末（USドル）	39.65	39.65	39.65	39.65

3. 公正な評価単価の見積方法
親会社株式報酬（ストックユニット型）
当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。
4. 権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12月 31日

1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
一般管理費の人件費 616千円

2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況
引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通りです。

親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 8名
株式の種類及び付与数（株）	親会社株式 2,033株	親会社株式 978株	親会社株式 2,461株
付与日	2016年 1月20日	2017年 1月18日	2018年 1月19日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2021年1月27日に100%
対象勤務期間	2016年1月20日から各権利確定日まで	2017年1月18日から各権利確定日まで	2018年1月18日から各権利確定日まで
交付日	2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	2021年1月27日までに100%
付与日における公正な評価単価（USドル）	25.1867	42.6390	56.8372

親会社株式報酬の規模及び変動状況

付与される親会社株式報酬の数

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
権利確定前			
期首（株）	669	425	75
増加（株）	-	-	-
失効（株）	-	-	-
権利確定（株）	669	233	66
従業員の雇用会社の変更に伴う変動（株）	-	-	-
未確定残（株）	-	192	9
権利確定後			
期首（株）	-	-	-
増加（株）	-	-	-
権利確定（株）	669	233	66
失効（株）	-	-	-
交付（株）	669	233	66
未交付残（株）	-	-	-

単価情報

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
本事業年度末（USドル）	51.12	51.12	51.12

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬（ストックユニット型）

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし

（税効果会計関係）

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
1．繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 （流動の部） 繰延税金資産 未払費用 <u>73,946千円</u> 繰延税金資産合計 <u>73,946千円</u> 繰延税金負債 未収還付事業税 <u>1,253千円</u> 繰延税金負債合計 <u>1,253千円</u> 繰延税金資産の純額 <u>72,692千円</u> （固定の部） 繰延税金資産 長期前払費用 1,224千円 退職給付引当金 70千円 繰延報酬引当金 6,075千円 親会社株式報酬引当金 1,643千円 繰延税金資産合計 <u>9,014千円</u> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.86% （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 10.28% その他 0.49% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>41.63%</u>	1．繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 未払費用 69,951千円 未払事業税 23,063千円 長期前払費用 2,253千円 退職給付引当金 70千円 繰延報酬引当金 1,612千円 親会社株式報酬引当金 368千円 繰延税金資産合計 <u>97,319千円</u> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 8.67% その他 0.10% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>39.39%</u>

（セグメント情報等）

第 25 期

自 2018年 1月 1日

至 2018年 12月 31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	英国	その他	合計
7,192,115	71,329	38,973	1,847	7,304,266

（注1）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	71,329
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	38,973

第 26 期

自 2019年 1月 1日

至 2019年 12 月 31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
6,758,663	70,747	70,185	1,741	6,901,338

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	70,747
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	70,185

（関連当事者情報）

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

(1) 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入（注1）	350,000	関係会社長期借入金	350,000
							支払利息	55	未払費用	55
						移転価格取引	移転価格取引（注2）	1,149,497	未払費用	13,372
	モルガン・スタンレーホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接100%	連結納税	連結法人税の個別帰属額	38,717	未払費用	38,717

関連会社等
該当はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	東京都千代田区	621億円	金融商品取引業者	なし	事務委託契約	人件費	207,589	未払費用	91,225
							事務委託費（注3）	94,455		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 百万円	モルガン・スタンレーグループにおける人事、総務及びIT関連サービス並びに不動産等の賃貸管理業務	なし	当社への社員出向及び事務委託契約並びに不動産賃貸	人件費	2,393,840	未払費用	454,320
							不動産賃借料（注4）	225,842		
	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国デラウェア州	8,021 百万ドル	金融業	なし	為替ヘッジ	為替ヘッジ（注5）	79,149	未払金	79,149

取引条件及び取引条件の決定方法：

（注1）当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

（注2）移転価格取引については、税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定しております。

（注3）事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。なお、2017年2月にモルガン・スタンレーのグループ内における不動産等の賃貸業務は、モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社からモルガン・スタンレー・グループ株式会社に移管されております。

（注5）為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

重要な関連会社の要約財務情報
該当はありません。

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12 月 31日

(1) 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社	モルガン・ スタンレー	米国 ニュー ヨーク州	8,540 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	-	一年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	350,000
							支払利息	3,393	未払 費用	176
	モルガン・スタンレーホールディングス株式会社	東京都千代田区	1百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接100%	連結納税	連結法人税の個別帰属額	291,739	未払 費用	291,739

関連会社等
該当はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終 親会 社の 子会 社	モルガン・ スタンレー MUFJ 証券株式 会社	東京都 千代田区	621億円	金融商品 取引業者	なし	事務委託 契約	人件費	320,048	未払 費用	86,925
							事務委託費 (注2)	92,064		
	モルガン・ スタンレー・ グループ株式 会社	東京都 千代田区	10 百万円	モルガン・ スタンレー グループに おける 人事、総務 及びIT関連 サービス 並びに 不動産等の 賃貸借 管理業務	なし	当社への 社員出向 及び事務 委託契約 並びに不 動産賃貸	人件費	1,750,411	未払 費用	302,262
							不動産 賃借料 (注3)	233,248		
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	1百万ドル	金融商品取引業	なし	移転価格 取引	移転価格 取引 (注4)	3,122,327	未払 費用	243,918
	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	8,199 百万ドル	金融業	なし	為替 ヘッジ	為替ヘッジ (注5)	78,334	未払金	78,334

取引条件及び取引条件の決定方法：

- (注1) 当該借入には劣後特約が付されており、取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。
- (注2) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 移転価格取引については、税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定しております。
- (注5) 為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

重要な関連会社の要約財務情報
該当はありません。

（１株当たり情報）

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日		第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日	
1．1株当たり純資産額 782,196円56銭		1．1株当たり純資産額 908,438円20銭	
2．1株当たり当期純利益 104,363円99銭		2．1株当たり当期純利益 126,241円64銭	
3．潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		3．潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
4．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。		4．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
当期純利益	469,846千円	当期純利益	568,339千円
普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円
普通株式にかかる当期純利益	469,846千円	普通株式にかかる当期純利益	568,339千円
普通株式の期中平均株式数	4,502株	普通株式の期中平均株式数	4,502株

（重要な後発事象）

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日	第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更には、株主総会の決議が必要です。

訴訟その他重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在の資本金の額は324,279百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 (2019年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	8,000百万円 (2019年3月末日現在)	

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。したがって、2020年6月1日以降は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が販売会社となる予定です。

(3) 投資顧問会社 - 1

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

2018年12月末日現在、約50,315百万円です。

(注) 払込資本の額。邦貨換算額は、2018年12月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル = 111.00円) によります。

事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

(4) 投資顧問会社 - 2

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Morgan Stanley Investment Management Limited.)

資本金の額

2018年12月末日現在、約111百万円です。

(注) 払込資本の額。なお、邦貨換算額は2018年12月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル = 111.00円) によります。

事業の内容

英国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、ファンドの信託業務の一部を委託することがあります。

< 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の概要 >

資本金の額

2019年3月末現在の資本金の額は10,000百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

本ファンドの受益権の募集の取扱および販売業務、信託契約の一部解約事務、収益分配金の再投資事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

（３）投資顧問会社 - １

委託会社との運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンドおよびモルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの投資信託財産の運用の指図等を行います。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの運用の指図に関する権限の再委託契約に基づき、モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの投資信託財産の運用の指図に関する権限の一部を、同社に再委託することができます。

（４）投資顧問会社 - ２

委託会社との運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンドの投資信託財産の運用の指図等を行います。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクとの運用の指図に関する権限の再委託契約に基づき、モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンドの投資信託財産の運用の指図等を行うことがあります。

３【資本関係】

委託会社と上記の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間中に提出された書類および提出年月日は以下の通りです。

臨時報告書（毎月分配型：第129期、第130期、第131期）	2019年8月26日
有価証券届出書	2019年11月15日
有価証券報告書（毎月分配型：第22特定期間、年2回決算型：第22期）	2019年11月15日
臨時報告書（毎月分配型：第132期、第133期、第134期）	2019年11月25日

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 正 田 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月2日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）の令和1年8月16日から令和2年2月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（毎月分配型）の令和2年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年4月2日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）の令和1年8月16日から令和2年2月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信（年2回決算型）の令和2年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。